

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月17日
【事業年度】	第20期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 宗
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目3番12号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮本 宗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	2,674,190	2,190,986	2,110,453	1,843,995	1,674,379
経常損失 () (千円)	353,459	710,523	951,791	1,338,633	1,571,129
当期純損失 () (千円)	542,527	624,988	348,419	1,580,722	1,712,320
包括利益 (千円)	467,147	563,954	386,269	2,346,014	1,689,696
純資産額 (千円)	5,486,003	4,922,049	10,369,570	8,479,381	7,173,291
総資産額 (千円)	8,024,379	7,313,852	12,242,286	9,947,416	8,897,381
1株当たり純資産額 (円)	7,486.82	6,717.18	118.64	95.68	79.25
1株当たり当期純損失金額 () (円)	759.42	852.93	4.32	17.94	19.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.4	67.3	84.6	85.0	80.3
自己資本利益率 (%)	11.6	12.0	4.6	16.8	22.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	251,574	337,537	516,011	1,020,104	1,567,375
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	721,589	884,462	581,956	1,155,834	856,760
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,869,256	15,075	3,993,521	405,825	325,059
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,858,598	3,621,523	7,680,991	5,910,877	3,811,801
従業員数 (人)	157	162	158	164	180
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(19)	(23)	(29)	(31)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。

5. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、当該分割が第18期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成23年 9月	平成24年 9月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月
売上高 (千円)	2,553,598	2,101,467	2,048,007	1,792,940	1,631,342
経常損失 () (千円)	368,622	725,628	924,665	1,320,309	1,529,663
当期純損失 () (千円)	553,187	628,626	321,179	1,562,441	1,640,733
資本金 (千円)	3,631,011	3,631,011	6,157,286	6,375,761	6,566,093
発行済株式総数 (株)	732,755	732,755	873,331	88,333,100	90,133,100
純資産額 (千円)	5,489,048	4,921,455	10,396,216	8,524,308	7,289,806
総資産額 (千円)	8,006,908	7,298,745	12,257,576	9,981,261	9,003,455
1株当たり純資産額 (円)	7,490.97	6,716.37	118.94	96.19	80.54
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失金額 (円)	774.34	857.89	3.98	17.74	18.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	68.6	67.4	84.7	85.1	80.6
自己資本利益率 (%)	11.8	12.1	4.2	16.5	20.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	157	162	158	162	180
(外、平均臨時雇用者数)	(23)	(19)	(23)	(29)	(31)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含め、当社から当社グループ会社への出向者を除いております。

5. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、当該分割が第18期の期首に行われたと仮定して算定しております。

2【沿革】

年月	事項
平成7年10月	予防医学に基づく新たな医療サービスの提供を目的として、東京都港区西新橋に株式会社メディネット（資本金1,000万円）を設立
平成11年4月	東京都世田谷区瀬田に分子免疫学研究所を開設、瀬田クリニック向けに細胞加工施設（瀬田CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成12年12月	東京都港区新橋に本社を移転
平成13年8月	厚生労働省による新事業創出促進法に基づく「新事業分野開拓の実施に関する計画」の認定
10月	神奈川県横浜市港北区に本社を移転、新横浜メディカルクリニック（現瀬田クリニック新横浜）向けに細胞加工施設（新横浜CPC1）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成14年4月	神奈川県横浜市港北区に先端医学研究所を開設
7月	新横浜メディカルクリニック（現瀬田クリニック新横浜）向けに細胞加工施設（新横浜CPC2）を増設
平成15年5月	東京都世田谷区玉川台に研究開発センターを新設、分子免疫学研究所と先端医学研究所を同センター内に移転すると共に、先端医学研究所を「分子遺伝学研究所」に改称
6月	大阪府吹田市江坂に大阪事業所を開設、かとう緑地公園クリニック（現瀬田クリニック大阪）向けに細胞加工施設（大阪CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
10月	福岡県福岡市博多区に福岡事業所を開設、福岡メディカルクリニック（現瀬田クリニック福岡）向けに細胞加工施設（福岡CPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
	東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場（平成15年10月8日付）
平成16年3月	細胞医療支援事業においてISO9001の認証を取得
5月	「分子免疫学研究所」と「分子遺伝学研究所」を統合し、研究開発センターの名称を「先端医科学研究所」に改称
8月	日本初の治療用がん組織保管サービスである「自己がん細胞バンク」サービスを開始
平成19年2月	東京大学医学部附属病院の22世紀医療センター内に開設された「免疫細胞治療学講座（免疫細胞治療部門）」向けに細胞加工施設（東大22世紀医療センターCPC）を設置し、免疫細胞療法総合支援サービスを開始
6月	独立行政法人国立病院機構大阪医療センターと同センターにおける免疫細胞療法の実施に対する技術支援を行なうライセンス契約を締結
11月	研究開発施設を東京都世田谷区の先端医科学研究所に統合し、名称を「研究開発センター」に改称
平成20年1月	株式会社医業経営研究所を設立（現・連結子会社）
平成23年7月	九州大学先端医療イノベーションセンター向けに免疫細胞療法総合支援サービスを開始
平成25年12月	株式会社メドセルを設立（現・連結子会社）
平成27年5月	新規事業「細胞加工業」の拡大を目指して、東京都品川区に建設している再生・細胞医療用の細胞培養加工施設（品川CPF）の第1期工事が完成し、特定細胞加工物製造許可を取得

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社2社）は、「常に本質を究め、誠実性と公正性をもって真の社会的付加価値を創造する」という経営理念の下、「次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを迅速かつ効率的に社会に提供し続ける」ことにより、人々の健康と“Quality of Life（生活の質）”の向上に資することを使命として、細胞加工業及び細胞医療製品事業を展開しております。

当社グループの当連結会計年度末における事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

細胞加工業

細胞加工業においては、免疫細胞治療を安全かつ効率的に実施可能とする技術・ノウハウ、施設、資材、専門技術者、システム等を医療機関に対して包括的に提供する免疫細胞療法総合支援サービス及び細胞加工施設の運営管理の受託を主に行っており、当社及び子会社株医業経営研究所が関係しております。

細胞医療製品事業

細胞医療製品事業においては、細胞医療製品の製造・販売承認の取得のための研究開発を行っており、当社及び子会社株メドセルが関係しております。

当社グループが提供するサービスの内容等は、以下の通りであります。

免疫細胞療法総合支援サービスについて

細胞加工施設の企画設計、設置、運用、保守管理等

細胞の加工を高品質かつ安全に行なうためには、無菌医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞加工施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。また、施設の運用にあたっては技術者や資材の動線を適切に整える必要があり、当社はCPCの設計および運用において独自のノウハウを医療機関に提供しております。

CPCの使用許諾

当社が設置したCPCの独占的使用許諾権を医療機関に付与しております。

生産技術および品質管理技術、ノウハウの供与等

CPCにおいて、大量の細胞加工を行なうには、細胞加工工程や品質検査工程全体を適正に標準化し、手順書に従った作業、記録の保存等を行なう必要があります。当社は、これら全てに係る独自の技術・ノウハウを標準化、システム化し、医療機関に提供しております。特に、当社は、患者自身のごく少量の血漿で細胞の培養を可能とする独自の技術を提供することにより、他人の血漿を使うことによる感染症（ウイルス性肝炎、エイズ等）が発生する可能性を排除しております。

細胞輸送に係る技術・ノウハウ等の供与等

リンパ球をはじめとする細胞は、一般的に温度に対する感受性が高いため、その輸送に際しては、適切な温度で輸送するための技術・ノウハウが必要となります。当社は、特殊な専用容器を開発し、多くのフィールド・テストを含めた綿密な試験を実施して、独自の技術を医療機関に提供しております。

専門の知識と技術を有する技術者の出向

当社において、専門知識、技術等に係る適切な教育訓練を施した技術者が、医師の指揮監督下で医療機関が行なう細胞加工および品質検査業務を支援しております。

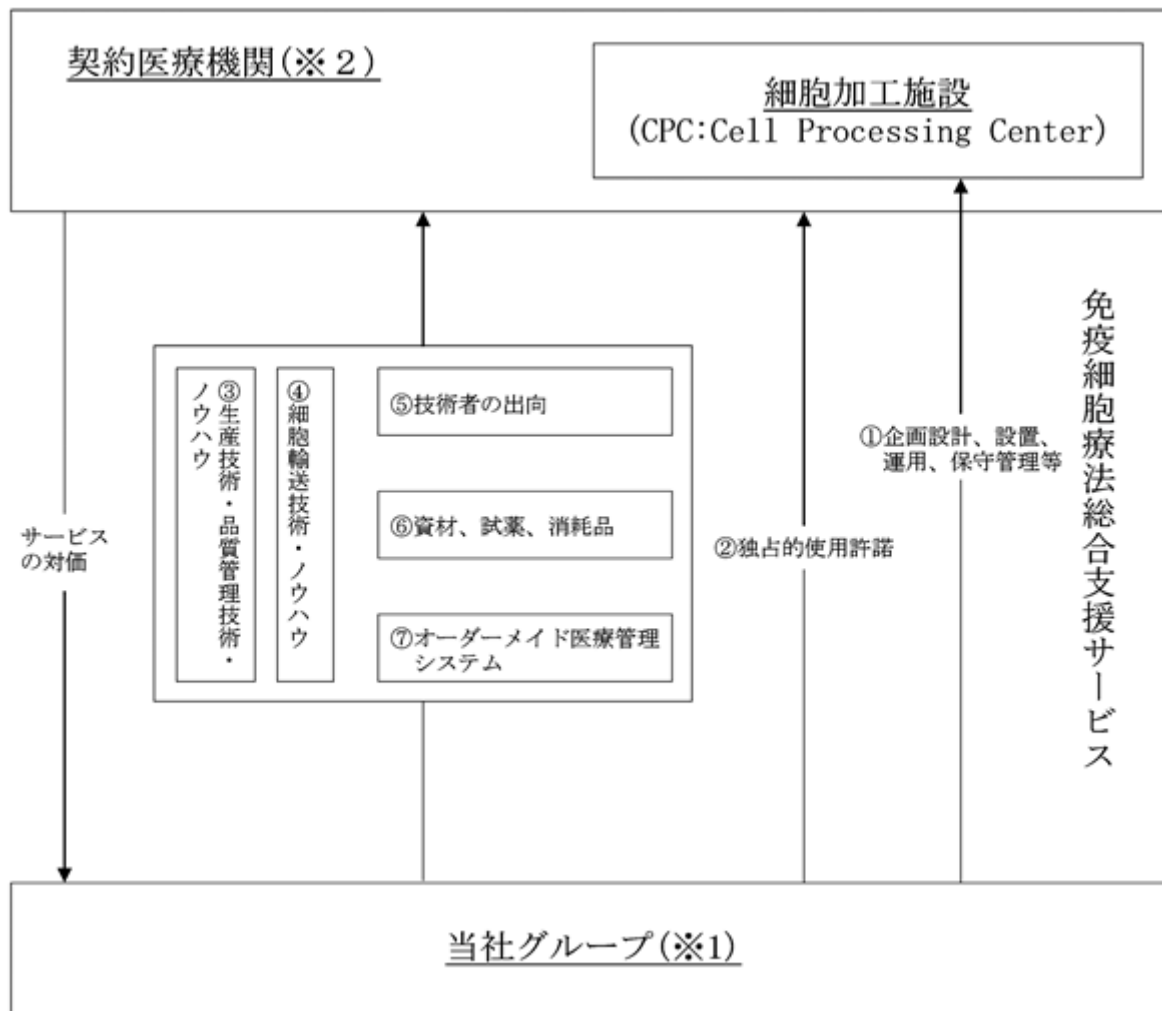
材料および資材、試薬、消耗品等の供給等

細胞加工の安全性を維持するためには、技術やノウハウだけでなく、培養に必要な資材、試薬などの品質管理が必要となります。また、大量の細胞加工を行なうためには、資材の安定的な供給を実現させる必要があります。当社では、常に安全な資材を提供するために、細胞加工および品質検査に用いられる培地（細胞培養液）や試薬について、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入管理、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図り、材料および資材を医療機関に提供しております。

「オーダーメイド医療管理システム」の供与、および運用保守等

免疫細胞治療はオーダーメイド医療であり、加工される細胞や治療計画は患者ごとに全て異なります。また、診療室とCPCにおける情報は密接に関連していることから、オーダーメイド医療を行なう上では複雑な情報を一元的に管理するシステムが必要不可欠となります。当社は、このような情報の一元管理を適切に実現する「オーダーメイド医療管理システム」を医療機関に提供しております。

免疫細胞療法総合支援サービスのビジネスモデルを図示すると、以下の通りであります。

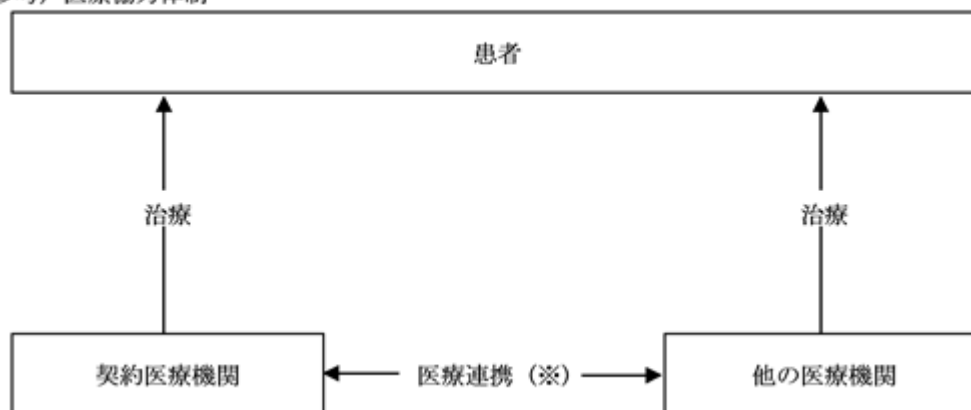


- 1 当社は、免疫細胞療法総合支援サービス契約に基づいて、契約医療機関における免疫細胞治療の安全かつ効果的な実施を支援しております。なお、独自の細胞加工施設を備え、一定以上の品質管理レベルを有する契約医療機関に対しては、免疫細胞療法総合支援サービスとは異なる形で契約を締結し、免疫細胞治療に係る技術・ノウハウ等を供与しております。
- 2 契約医療機関は、当社の提供する技術・サービスを利用して免疫細胞治療を実施するとともに、他の医療機関との医療連携により、当該医療機関の患者に対しても、共同して免疫細胞治療を実施しております。

(参考) 平成27年9月30日現在の当社契約医療機関

名称	住所
医療法人社団 混志会	
瀬田クリニック東京	東京都千代田区神田駿河台2-1-45ニュー駿河台ビル3階
瀬田クリニック新横浜	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12新横浜スクエアビル15階
瀬田クリニック大阪	大阪府吹田市江坂町5-14-13
瀬田クリニック福岡	福岡県福岡市博多区店屋町6-18ランダムスクウェア5階
東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7-3-1
国立病院機構大阪医療センター	大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14
九州大学先端医療イノベーションセンター	福岡県福岡市東区馬出3-1-1

(参考) 医療協力体制

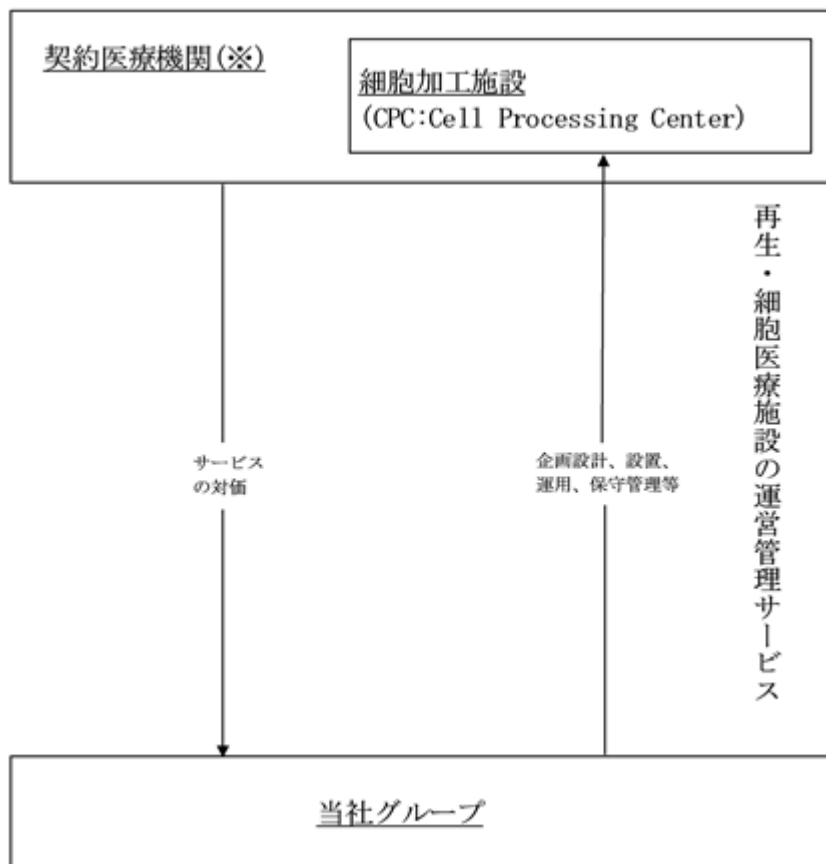


免疫細胞治療を希望する患者の多くは、既に他の医療機関で一般的な治療を受けており、契約医療機関を受診する際には、これまでの病歴等、診療上十分な医療情報を共有することが必要となることから、医療機関同士が連携して医療が行われております。また、免疫細胞治療を希望する患者のうち、医療上の理由等で、契約医療機関を受診できない患者については、患者の要請に基づき、他の医療機関で治療を実施される場合があります。この場合、他の医療機関と契約医療機関では、医療連携として十分な医療情報の交換がなされ、共同で治療が実施されます。

当社グループは、このようなサービスを医療機関に提供することにより、先端医療である免疫細胞治療を安全で、希望すれば誰もが受けられる医療として健全な普及発展を促すとともに、契約医療機関と協力して医療チャネルの拡大を図っております。

再生・細胞医療施設の運営管理サービスについて

再生・細胞医療施設の運営管理サービスを図示すると、以下の通りであります。



契約医療機関は、当社の細胞医療技術に限らず、独自の再生・細胞医療技術に係る臨床研究等を行っております。

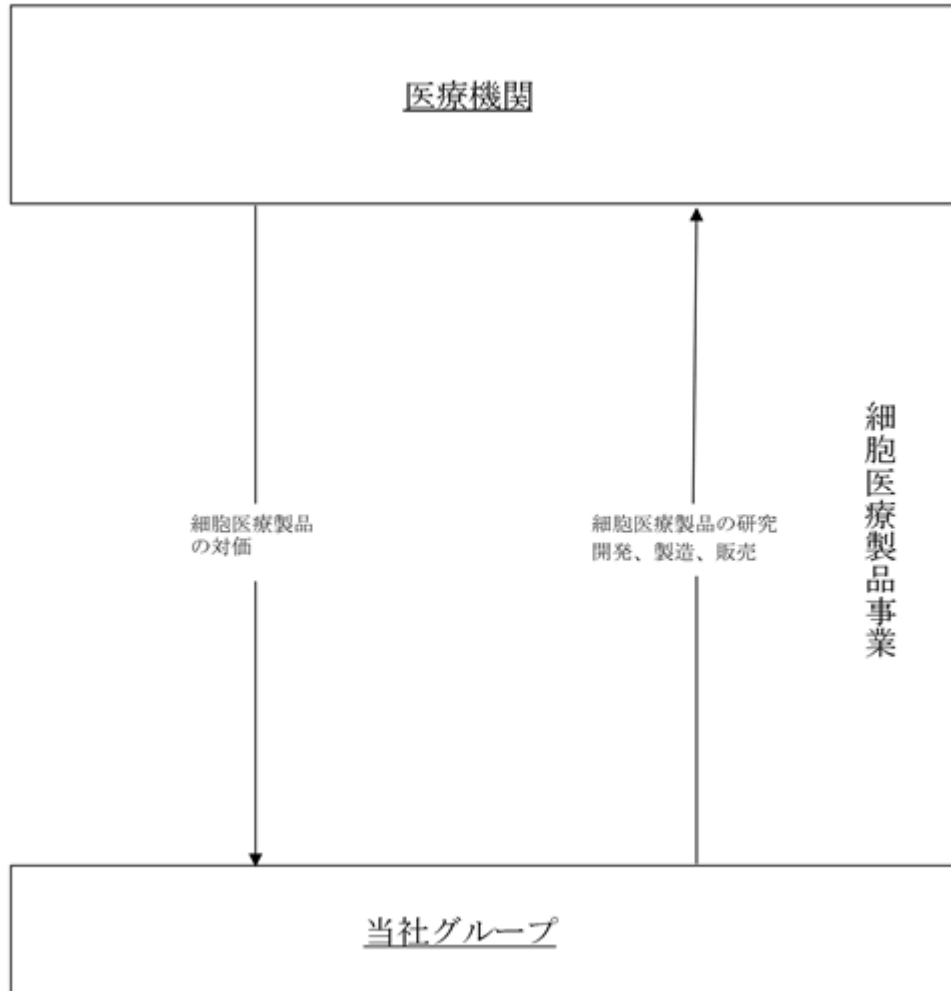
(参考)平成27年9月30日現在の当社契約医療機関

名称	住所
国立大学法人金沢大学	石川県金沢市角間町ㄨ7

当社グループは、このようなサービスを医療機関に提供することにより、再生・細胞医療の普及発展、難治性疾患の治療に貢献するとともに、事業の拡大を図ってまいります。

細胞医療製品事業について

細胞医療製品事業を図示すると、以下の通りであります。



細胞医療製品事業においては、細胞医療製品の製造・販売承認の取得し、上市・販売するための研究開発を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社医業経営研究所	神奈川県横浜市 港北区	55,000	細胞加工業	100.0	当社契約医療機関 への設備賃貸及び コンサルティング 役員の兼任あり 資金援助あり
株式会社メドセル	東京都世田谷区	100,000	細胞医療製品事業	100.0	役員の兼任あり 業務受託契約あり 資金援助あり

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
細胞加工業	130(21)
細胞医療製品事業	22(1)
全社(共通)	28(9)
合計	180(31)

(注) 1. 従業員数には、当社が免疫細胞治療総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者16名を含めて
おります。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属してい
るものであります。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
180(31)	34.0	5.6	4,542,636

セグメントの名称	従業員数(人)
細胞加工業	130(21)
細胞医療製品事業	22(1)
全社(共通)	28(9)
合計	180(31)

- (注) 1. 従業員数には、当社が免疫細胞治療総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者16名を含めております。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度において、当社グループは、平成26年11月に施行された、企業等による細胞加工の受託を認めた「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」と、再生・細胞医療を実施するための再生医療等製品という新たなカテゴリーが創設された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による規制環境の変化を捉え、新たな事業展開による事業拡大に向けた取り組みを強化してまいりました。それにより、これまでの主力事業であった医療機関に対する免疫細胞療法総合支援サービスに加え、企業、大学、研究機関等からの臨床用、治験用の細胞加工受託を事業化するため、また、当社グループが行っている研究開発の成果等をもとに細胞医療製品の製造・販売承認の取得を目指して、東京都品川区に新たに建設した品川細胞培養加工施設（品川CPF）の本格稼働に向けた構築作業を計画的に進めており、平成27年5月には同細胞培養加工施設の第1期工事が完成したことにより、当該施設について特定細胞加工物製造許可を取得いたしました。

その他の事業の進展としては、平成27年6月には、当社がレギュラトリーT細胞を標的とした免疫抑制解除法の研究により発見した新規モノクローナル抗体（抗BTN3（CD277）抗体）について、グローバル企業である米国ベクトン・ディッキンソン・アンドカンパニーとライセンス契約を締結いたしました。平成27年9月には、当社が出資し、ヨーロッパ諸国での細胞医療製品の開発・販売を目的に設立した英国TC BioPharm Ltd.が、当社が導出した細胞加工技術・ノウハウや蓄積した臨床実績をもとに英国医薬品庁より細胞医療製品「ImmuniCell®」の治験開始について承認を得ました。また、同月には国立大学法人東京大学と、iPS細胞の技術を応用し若返らせたCTLを用いた免疫細胞に係る共同開発について、基本合意書を締結いたしました。

売上高については、品川細胞培養加工施設（品川CPF）による細胞加工受託に向けた受注活動を積極的に進めておりますが、まだ売上を計上するまでには至っており、一方、既存契約医療機関に対する免疫細胞療法総合支援サービス売上については、前連結会計年度に比べて減少したこと等により、当連結会計年度の売上高は1,674,379千円（前期比169,615千円減、9.2%減）となりました。研究開発活動については、細胞医療製品の製造・販売承認の取得に向けて、米国Argos Therapeutics, Inc.が進める転移性腎細胞がんを対象とする細胞医療製品「AGS-003」の治験の進捗に伴うライセンス料や株式会社IDファーマ（旧社名：ディナベック株式会社）と締結した「樹状細胞を増幅する特許技術」の実施許諾契約に基づく技術評価、東京大学、大阪大学及び九州大学等と行っている共同研究に係る研究開発費が発生しております。一方で、研究開発投資の再評価を行い、研究開発費の適正化を図ったこと等により、当連結会計年度の研究開発費は645,978千円（前期比13,355千円減、2.0%減）となりました。販売活動については、新たな事業展開に向けた取引先の開拓等の取り組み強化により、当連結会計年度の販売費は346,225千円（前期比50,008千円増、16.9%増）となりました。また、新たな事業環境における細胞加工業及び細胞医療製品事業の推進・展開を図るための戦略的投資等により、当連結会計年度の一般管理費は1,422,678千円（前期比145,601千円増、11.4%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の販売費及び一般管理費は2,414,881千円（前期比182,255千円増、8.2%増）となり、営業損失は1,741,851千円（前期は営業損失1,407,022千円）となりました。

その他、投資事業組合運用益42,272千円、受取利息48,169千円、外貨建ての長期貸付金の円換算等による為替差益96,686千円等の営業外損益により、当連結会計年度の経常損失は1,571,129千円（前期は経常損失1,338,633千円）となりました。また、NCメディカルリサーチ株式会社との提携検討の中止に伴う和解金50,000千円、医療機関に対する貸貸用設備や情報システム機器等の固定資産除却損30,347千円等を特別損失に計上したこと、資産除去債務の増加による法人税等調整額36,510千円等により、当期純損失は1,712,320千円（前期は当期純損失1,580,722千円）となりました。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

細胞加工業

細胞加工業については、企業、大学、研究機関等からの臨床用、治験用の細胞加工受託を事業化するため、品川細胞培養加工施設（品川CPF）の第1期工事の完成により、細胞加工受託に向けた受注活動を積極的に進めておりますが、まだ売上を計上するまでには至っていないことから、医療機関に対する免疫細胞療法総合支援サービス売上が収益の柱となっております。当連結会計年度においては、既存契約医療機関に対する免疫細胞療法総合支援サービス売上が減少したこと等により、売上高は1,666,018千円（前期比174,973千円減、9.5%減）、品川細胞培養加工施設（品川CPF）の第1期工事の完成による減価償却費等の諸経費の増加等により、セグメント損失は388,202千円（前期はセグメント損失22,486千円）となりました。

細胞医療製品事業

細胞医療製品事業については、米国Argos Therapeutics, Inc.から導入した「AGS-003」による細胞医療製品の開発が順調に推移していることに加えて、米国ベクトン・ディッキンソン・アンドカンパニーとの当社が保有するモノクローナル抗体のライセンス契約、英国TC BioPharm Ltd.が開発を進めている細胞医療製品の治験の開始等、海外での事業が着実に進展しております。日本国内においては、当社グループで行っている研究開発の成果とともに、国立大学法人東京大学とiPS細胞を用いた免疫細胞治療技術の共同開発やこれまで継続的に行ってきた大学病院等との共同研究を通じて、細胞医療製品の可能性を探求しております。また、国内外で行われてい

る細胞医療製品の開発動向にも注目し、すでに着手している上記「AGS-003」の日本での商業化への取り組みに加えて、それらのパイプライン取得を視野に入れた活動も行っております。当連結会計年度においては、先進医療の細胞培養加工売上の増加により、売上高は8,361千円（前期比5,357千円増、178.4%増）、研究開発投資の再評価を行い、研究開発費の適正化を図ったこと等により、セグメント損失は656,262千円（前期はセグメント損失722,825千円）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて2,099,076千円減少し、当連結会計年度末には3,811,801千円となりました。

営業活動に使用した資金は1,567,375千円（前期は1,020,104千円の使用）となりました。

投資活動に使用した資金は856,760千円（前期は1,155,834千円の使用）となりました。

財務活動によって獲得した資金は325,059千円（前期は405,825千円の獲得）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 当連結会計年度の財政状態の分析 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	前年同期比(%)
細胞加工業(千円)	1,666,018	90.5
細胞医療製品事業(千円)	8,361	278.4
合計(千円)	1,674,379	90.8

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
医療法人社団 滉志会	1,762,885	95.6	1,574,548	94.0

3【対処すべき課題】

当社グループは、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による規制環境の変化を捉え、これまで事業の中核をなしていた免疫細胞療法総合支援サービスに加えて、細胞加工受託を事業化することにより、早期の黒字化を達成するとともに、将来的には細胞医療製品の開発を実現することで、飛躍的な成長を目指してまいります。

これを踏まえ当社グループが対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

細胞加工業の推進

当社グループがこれまで免疫細胞療法総合支援サービスにより培った免疫細胞の加工技術をベースに、臨床用、治験用の細胞加工受託を事業化するとともに、再生・細胞医療分野への進出を図るべく新たな細胞加工技術の開発により、幅広い企業、大学、医療機関、研究機関等からの受託を獲得すること、また、これから利用増加が見込まれる細胞加工施設の運営受託を含めたそれらの関連サービスを幅広く展開することにより、売上を拡大させてまいります。

細胞医療製品の開発

当社グループがこれまで培ってきた免疫細胞治療に係る研究成果に加えて、国内外の有望な技術・物質等を探索することによりパイプラインの拡充を図り、当社グループが独自に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による承認申請を行い、細胞医療製品の開発、製造、販売を実現することにより、売上の拡大を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。また、当社グループは必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応等に努める方針であります。投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。以下の記載は、当社グループに関連するリスクをすべて網羅するものではないことにご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

価格に係るリスク

免疫細胞治療は先進的な医療技術であるため、一般的な治療として行われている外科療法、放射線療法、化学療法（抗がん剤治療等）などのように、現時点では保険診療の対象とはなっておらず、当社契約医療機関における免疫細胞治療1クールの治療費総額は、医師が適切と判断する治療の種類等にもよりますが、およそ160万円であります。当社は、免疫細胞療法総合支援サービスの対価として細胞加工の種類と回数に基づく変動課金制によるサービス料を頂いておりますが、その金額は当該契約医療機関の患者が負担する治療費に制約されます。また、免疫細胞治療は先端医療であるがゆえに、医師の治療方法に対する考え方に相違があること、関連技術が急速な進歩過程にあること等の理由により、標準的な価格水準が定まっていないことから、今後の免疫細胞治療の普及過程における治療費水準の変化等に伴い、当社サービス価格の見直しがなされた場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。さらに平成26年11月以降、免疫細胞治療が「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」のもとで医療機関により適切に提供されることとなりますが、これによりこれまでの免疫細胞療法総合支援サービスの対価そのものの形態が変更される可能性があります。今後、企業が細胞加工を受託する細胞加工業という新たなビジネスモデルの構築の過程において、どのような価格体系が形成されるかは今後の動向次第であることから、まだ免疫細胞治療に係る価格については不確定要素があり、これらを早急に解決することも当社グループの経営課題のひとつと認識しております。

競合及び競合他社に係るリスク

(1)再生・細胞医療に係る分野への企業参入状況

近年、ベンチャー企業数社が、当社グループのサービスと類似したモデルで免疫細胞治療を含む再生・細胞医療に係る分野に参入してきております。こうした動きは、新たな技術革新の進展を促し、市場が拡大していく反面、玉石混淆の状況を作り出す可能性もあり、結果として患者のデメリットになることも考えられます。業界の発展とともに参入する企業が増え、他企業がトラブルを起こした場合、業界全体のイメージ低下等により、当社グループも間接的に悪影響を受ける可能性があります。また、平成26年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の施行は、これまで明確な法的枠組みが整わなかったために参入を控えていた、製薬企業などが当業界に参入する機会となり得ます。

(2) バイオテクノロジーの進歩に伴う競合

当社グループの属するバイオテクノロジー業界は急速に変化・拡大しておりますが、特になん治療分野では新しい治療薬の研究開発が進んでおります。大手製薬企業が、がんをターゲットとして開発を進める免疫チェックポイント阻害薬（がんの免疫逃避機構を阻止する薬）、分子標的薬（病気に関係がある細胞だけに働きかける機能を持った新しいタイプの治療薬）、血管新生阻害剤（がん細胞に栄養や酸素を供給する血管の新生を抑える薬）等は免疫細胞治療との併用効果が期待されておりますが、仮に免疫細胞治療との併用とは関連なく、治療効果の高い医薬品が開発された場合には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループにおいては、積極的な研究開発投資により、常に最先端の技術への対応、業界に先駆けた新技術の開発等に注力しておりますが、当該技術革新への対応が遅れた場合、あるいは、現在の主力事業の対象となっている免疫細胞治療に代わる画期的な治療法が開発された場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

品質管理体制に係るリスク

現在、当社グループが事業を推進している再生・細胞医療分野においては、急速に進歩した最先端技術に基づいた治療が行われるため、安全面・品質管理面でのスタンダードが十分に確立されていない現状でしたが、平成25年11月27日に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が公布され、平成26年11月25日に施行されております。

これまで、当社は、平成16年3月19日、細胞医療支援事業としては世界に先駆け、国際標準化機構が制定した品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証を取得し、当社の細胞医療支援事業がグローバル・スタンダードに照らして公正に運営されていることを、独立した第三者機関による審査を受けることで裏付けてまいりました。今後は新たに施行された上記の2つの法律に対し、このような知見を活用し、ISO9001の品質マネジメントに加え、これまで培った経験・知見、再生・細胞医療分野の事業ノウハウを用いて効率的に適合させ、より高度で安全な品質管理体制の構築を継続して目指してまいります。現在、当社では以下のような品質管理体制を整備・運用しております。

(1) 細胞培養加工施設の運営管理

現在、当社が契約し、医療機関内で細胞加工を行っている施設は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」に適合する設備構造を有しており、これまでの治療用細胞加工ノウハウを融合させた運営準備を遅延なく進め、同法で移行期間として設定された平成27年11月24日以降も従来通り事業を継続しております。また、当社の細胞培養加工施設として第1期工事が完成した品川細胞培養加工施設（品川CPF）では平成27年5月に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」における特定細胞加工物製造事業者許可を取得し、医療機関からの細胞加工受託の準備が整っております。

(2) 細胞加工技術者の育成

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行により、企業が医療機関から治療用細胞の加工を受託することが可能となります。当社にとってこれまでの事業経験をアドバンテージとして、十分な安全管理体制を確保できない医療機関や細胞培養加工施設を有しながらも効率的な運営ができないなどの問題を抱える医療機関から治療用細胞の加工を受託することが可能となり、営業収益を拡大する機会となります。しかしながら、治療用細胞を適正かつ安全に加工するためには、十分な教育をうけた細胞加工技術者の育成が必要であり、高い技能を有した細胞加工技術者は品質向上につながります。当社ではこれまでの事業経験に裏付けされた治療用細胞の加工を適正かつ安全に行うための細胞加工技術者の育成システムを有しており、継続的に細胞加工技術者を育成しております。

(3) 原材料管理

細胞加工には常に安全な原材料を用いることが条件となるため、培地（細胞培養液）や試薬については、製造先との厳密な購買契約を締結し、培地や試薬の不良品の混入、劣化を未然に防ぐとともに、仕入、保存管理の徹底、検査体制の充実等、常に品質管理体制の強化を図っております。

当社グループは、今後とも常に品質管理体制の強化に努めてまいります。培地や試薬の不良品の混入、劣化、培養過程における人為的な過失、地震や火災等の災害等が発生した場合には、重大な事故に繋がる恐れもあり、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。また、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が平成26年11月25日に施行され、同法下で運営されている細胞培養加工施設の前例はなく、予期し得ない事象が生じた場合には、事業推進に影響を与える可能性があります。

法的規制の影響

当社グループが行う細胞医療支援事業は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」並びに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の遵守が求められます。

(1)「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」との関連

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」は、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮や医療機関が再生医療技術を用いた治療を行う場合に講じるべき措置、治療に用いる細胞組織の加工を医療機関以外が実施する場合の細胞加工物の製造の許可等の制度を定めた法律です。今後、医療機関が再生医療を行おうとする場合には、本法律に基づき、再生医療等提供計画の作成、認定再生医療等委員会における審議、厚生労働省への計画書等の提出が義務付けられた事により、粗悪な再生医療が排されると同時、再生医療を行おうとする医療機関の労力が大きくなります。また、治療に用いる細胞加工を行う場合には、細胞培養加工施設ごとに「特定細胞加工物製造業許可」を取得する必要があります（但し、医療機関が細胞加工を行う場合には届出のみ）。

(2)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」との関連

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置、医薬品等の有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うことを目的とした法律です。本法律では、再生医療技術を用いた医療用の製品として、新たに再生医療等製品がカテゴリ化されており、当社が再生医療技術を用いた医療用の製品の開発を行う場合には、当法律に従うこととなります。

当社は現在の主たる事業である医療機関を対象とした細胞加工について、(1)に関する契約医療機関の法律対応を支援するとともに、当社が保有する細胞培養加工施設においても特定細胞加工物製造事業者許可を取得し、医療機関からの細胞加工を受託する準備を整えております。しかしながら、新たに定められた法律であるため、関係官庁の動向や当社が想定し得ない事象が生じた場合には、その対応のためのコストが発生する可能性があります。また、これらの法律には罰則が規定されており、(1)に関しては当社グループ及び契約医療機関が、(2)に関しては当社グループ及び当社グループが技術導入・導出した企業等が予期せず当該罰則規定に抵触した場合には、罰則金の支払いが生じること等から社会的な信用を失う可能性があります。

研究開発に内在する不確実性

当社グループが事業を展開する分野は、急速に進歩を続ける最先端のバイオテクノロジーに立脚したものであるため、継続的な研究開発活動が将来的な事業拡大のための大変重要な役割を担っております。

当社グループでは、研究開発を通して将来に渡る企業価値向上を図るべく、基盤研究から技術開発、臨床開発まで、総合的な研究開発を戦略的に遂行していくための体制を構築し、積極的な活動を行っております。

これらに必要な研究開発費は、平成25年9月期518,580千円（連結総売上高に対する比率24.6%）、平成26年9月期659,333千円（連結総売上高に対する比率35.8%）、平成27年9月期645,978千円（連結総売上高に対する比率38.6%）となっており、将来に渡る企業価値向上を図るための先行投資と認識しております。

しかしながら、研究開発テーマが事業化できなかった場合、又は事業化できた場合でも当初の想定通りに売上が確保できなかった場合等には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権に係るリスク

(1)特許出願状況

当社グループは、平成11年4月に分子免疫学研究所を開設して以来、バイオテクノロジー及びその周辺分野における最先端の研究開発及び技術開発に取り組んでおり、平成27年9月末までに、31件の特許を出願（うち海外出願10件）しております。その内、特許出願内訳は、技術に関するものが30件、ビジネスモデルに関するものが1件となっており、今後も、さらに知的財産権の獲得を進めていく方針であります。また、保有する知的財産権につきましては、自社利用のみにこだわることなく、積極的に他社へのライセンス供与を検討し、当社グループ技術のデファクト・スタンダード化を促進してまいります。

当社グループの出願特許状況は、以下の通りです。

出願件数	(国内) 19件 (国際) 2件 (海外) 10件 本件数は未公開出願も含まれます。		
登録件数	(国内) 16件 (海外) 米国 4件、欧州 6件、豪州 2件、中国 2件、韓国 2件		
登 録	ドナー等識別方法及び生体物質識別手段	日本	特許4031932号
	医療支援システム	日本	特許4136350号
	樹状細胞、該樹状細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法およびT細胞の培養方法 (Dendritic cell, drug containing the dendritic cell, therapeutic method using the dendritic cell and method of culturing gammadelta T cell)	日本	特許5156137号
		米国	US8513010
		欧州	EP1788078
		豪州	AU2005260887
		韓国	KR10-1217706
	抗原提示細胞の活性化処理方法 (Method for activation treatment of antigen-presenting cell)	日本	特許5307944号
		日本	特許5384827号
		米国	US8609410
		欧州	EP1930414
		豪州	AU2006288348
		中国	CN1438962
	CTLと T細胞の同時誘導方法 (Method for simultaneous induction of CTL and T cell)	日本	特許5524056号
		米国	US8962313
		欧州	EP2311470
		中国	CN1542956
	食道癌の抗原およびその利用	日本	特許4557886号
	癌抗原及びその利用 (Cancer antigens and utilization thereof)	日本	特許5112615号
		日本	特許5291641号
欧州		EP1536006	
培養容器、培養装置および細胞の培養方法	日本	特許4668568号	
リンパ球増殖抑制因子の吸着剤及び処理方法	日本	特許4958554号	
細胞培養評価システム、細胞培養評価方法および細胞培養評価プログラム (Cell culture estimating system, method of cell culture estimation and cell culture estimating program)	日本	特許4932703号	
	欧州	EP1862533	
細胞培養装置 (Cell culture apparatus, cell culture method, cell culture program and cell culture system)	日本	特許5243038号	
	米国	US8383395	
細胞培養用振盪装置及び細胞培養方法の振盪培養方法 (Shaker for cell culture and shaken culture system in cell culture method)	日本	特許5197013号	
	欧州	EP1944359	
免疫増強機能を有する抗体	日本	特許5616782号	
新規モノクローナル抗体とその用途	日本	特許5686600号	

上記のうち、「医療支援システム」は、免疫細胞療法総合支援サービスにおける「オーダーメイド医療管理システム」として実用化されております。また、「樹状細胞、該樹状細胞を含む医薬、該樹状細胞を用いた治療方法およびT細胞の培養方法」及び「抗原提示細胞の活性化処理方法」は、免疫細胞療法総合支援サービスにおける「樹状細胞ワクチン療法」に関連する技術として日本において実用化されており、当社の提供する技術を保護する重要な特許となります。本技術の海外特許権については、今後、海外へのライセンス供与を検討してまいります。医療技

術や細胞加工に密接に関わる重要な（周辺）技術については、積極的に知的財産権の出願を行い、当社グループの技術を適切に保護していく必要があります。

ただし、これら先端医療技術に関する技術の中には、特許として知的財産権を獲得するよりも、ノウハウとして保有の方が事業戦略上優位であると考えられるものも少なからずあり、必ずしも全ての技術について特許としての権利化を目指す必要はないと考えております。当社グループの持つ技術・ノウハウについては、取引先あるいは共同研究先との秘密保持契約等で守ることにより、外部流出が厳しく管理されております。

このように当社グループは、当社独自の技術あるいは研究成果、事業化に伴うビジネスモデルに関し、必要に応じて、また可能な範囲において特許権等知的財産権の出願を行い、権利の保護に努めております。

また、他社からの当社グループ知的財産権の侵害及び他社知的財産権に対する侵害等に関しては、常時技術・特許調査を行い、権利の保護及び他社特許の侵害を回避するためのスキームを策定し、当社グループの技術やビジネスを適切に保護しております。

しかしながら、このように常に様々な状況を想定して対応してはいても、出願した案件が権利化できないという可能性もあります。また、権利化できた場合でも、実際にその権利を行使できない可能性や、第三者の権利に抵触している可能性もあります。

(2)医療行為及び関連技術に係る特許

現在、当社グループ契約医療機関で既に実施されている医療行為については公知の事実となっているため、現在の主要事業に関し上記係争リスクはないものと考えております。現在、特許庁では、再生医療等の発展に伴い、再生医療等に関連する技術に対応した発明に関する審査基準が運用されております。これにより保護される範囲が拡大され、当社グループが開発する技術のうち細胞を用いた医療関連技術に関しても特許化できる可能性が高まりました。また、政府の知的財産戦略本部では、社会の変化に対応した知的財産の保護についての検討が継続して行われております。当社グループとしても今後の動向を注視し、その時々法規に沿った形での権利保護に努めてまいります。

政府の推進政策等の変化

現在、我が国においては、平成26年11月に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」により、再生医療分野に関する規制制度環境が整備されておりますが、それ以外にも再生・細胞医療、バイオテクノロジー及び先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、これまでの主力事業である免疫細胞療法総合支援サービスだけでなく、当社グループの新たなビジネスモデルである細胞加工業及び細胞医療製品事業等、今後当社グループが事業を展開する分野に大きく関わっております。

政府の主な推進政策とその概要は以下の通りであります。

(1)がん研究10か年戦略

厚生労働省と文部科学省は、昭和59年度から平成5年度の「対がん10か年総合戦略」、平成6年度から平成15年度の「がん克服新10か年戦略」、平成16年度から平成25年度の「第3次対がん10か年総合戦略」に引き続き、平成26年度から10か年の「がん研究10か年戦略」を発表しました。この「がん研究10か年戦略」では、以下の具体的研究事項が提示されております。

- a) がんの本態解明に関する研究
- b) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- c) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- d) 新たな標準治療を創るための研究
- e) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域
- f) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- g) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- h) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

また、これらの具体的研究事項の中には、「免疫療法」や「再生医療」が掲げられております。

これらは、いずれも当社グループの細胞医療支援事業及び研究開発活動と密接に関わるものであり、今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えております。

(2)新たな成長戦略テーマとしての医療関連産業

日本経済の再生に向けた成長戦略の一環として平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略 - JAPAN is BACK - 」の戦略市場創造プランにおいて、医療関連産業の活性化を行うための方策として、医薬品・医療機器開発・再生医療研究を加速させる規制・制度改革等が含まれる等、近年、成長産業としての医療分野の注目度が急速に高まってきております。

上記戦略においては、医療などの社会保障関連分野が健康長寿産業として戦略的分野の一つに位置づけられ、「健康長寿産業を創り、育てる」として医薬品、医療機器、再生医療の医療関連産業の市場規模を現状の12兆円から平成32年に16兆円に拡大すること等が盛り込まれていることから、その政策動向如何により、当社グループの今後の事業展開に大きな影響を与えるものと考えております。

(3)先進医療制度

現在の日本における医療制度においては、保険診療と保険で認められていない診療（保険外診療）の併用は原則として禁止されており、全体について、自由診療として整理されることとなっております。しかし、将来的に保険導入を目指す先端医療技術については、医療技術毎に定められた要件を満たす医療機関の届出により保険診療との併用を認める「先進医療」という制度があり、現在、がんに対する免疫細胞治療に関連する医療技術については、7つの医療技術が「先進医療」として認められております。

これにより今後、「先進医療」として免疫細胞治療を実施する医療機関が増える可能性があり、免疫細胞治療の認知、普及が進むことも期待されます。

しかしながら、今後、これら政府の政策の方向性に大きな変化が生じることとなった場合には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

特定の取引先への依存

当社グループの技術・サービスを供与する契約医療機関は、平成27年9月30日現在、医療法人社団「混志会」の4医療機関「瀬田クリニック東京」（東京都千代田区）、「瀬田クリニック新横浜」（神奈川県横浜市港北区）、「瀬田クリニック大阪」（大阪府吹田市）及び「瀬田クリニック福岡」（福岡県福岡市博多区）並びに「東京大学医学部附属病院」（東京都文京区）、「国立病院機構大阪医療センター」（大阪府大阪市中央区）、「九州大学先端医療イノベーションセンター」（福岡県福岡市東区）、「金沢大学附属病院」（石川県金沢市）の8施設であります。

このうち、医療法人社団「混志会」の4医療機関に対する売上の総額は、平成27年9月期1,574,548千円（連結売上高に占める割合94.0%）と、現時点では同医療法人に対する販売依存度が高い状態にあります。医療法人社団「混志会」は、当社と緊密かつ安定的な関係にありますが、今後両者の関係が悪化した場合や、万が一同医療法人において不慮の事故が発生すること等により受診患者数の減少、閉鎖等の事態に至った場合には、当社グループ業績に影響を与える可能性があります。

細胞医療製品事業及び貸付金に係るリスク

当社グループは、計画的に細胞医療製品の開発を進め、最終的には細胞医療製品の製造販売承認を取得することにより、細胞医療製品事業を細胞加工業に続く新たな収益の柱とすることを目指してまいります。細胞医療製品事業においては、法改正を見据え、平成25年3月に米国Argos Therapeutics社の技術を臨床データとともにライセンス導入し、早期に細胞医療製品として製造販売承認を得るための資金を既に調達いたしましたが、新たに、Argos Therapeutics社のパイプラインに加えて、当社が平成16年以来、臨床研究中核病院や早期・探索的臨床試験拠点等の地域中核医療機関と共同で進めてきた臨床研究の成果をベースに、医薬品医療機器等法に則ったパイプラインを新たに複数立ち上げ、細胞医療製品の製造販売承認の取得を目指すべく、平成27年9月に新たな資金調達を行いました。

当社グループとしては、計画の進捗管理のためにマイルストーンを設け、当マイルストーンごとに検証を加えながら慎重に細胞医療製品開発を進めてまいります。細胞医療製品の臨床試験において必ずしも当社の期待したとおりの結果が得られるとは限らず、結果として細胞医療製品の製造販売承認が得られなかった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、当該事業に係るライセンス契約の相手先に対して、資金の長期貸付を行っており、平成27年9月30日現在の残高は8,000千ドル（959,760千円）であることから、貸付先の運営が計画通りに進まず引当金等を設定する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 免疫細胞療法総合支援サービス契約

契約先	契約期間	契約の概要
医療法人社団 混志会	平成20年10月1日から平成30年9月30日まで（以降1年毎の自動更新）	当社は、本契約に基づき、免疫細胞療法総合支援サービスを提供し、その対価を受け取るものであります。
国立大学法人 東京大学	平成19年2月6日から平成28年3月31日まで	同上
国立大学法人 九州大学	平成23年7月15日から平成28年3月31日まで	同上

(2) 技術ライセンスを受けている契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
(株)メディネット (当社)	MaxCyte, Inc.	アメリカ	エレクトロポレーション技術に係るライセンス契約	平成19年8月27日から平成34年8月26日まで
(株)メドセル (子会社)	Argos Therapeutics, Inc.	アメリカ	細胞医療製品「AGS-003」に係るライセンス契約	(注)

(注) 平成25年12月27日から下記のいずれかの時点まで

- ・ Argos社が販売権及び製造権に関して取戻権を行使するまで
- ・ Argos社が販売権及び製造権に関して取戻権を行使しない範囲で、下記(i)又は(ii)のいずれか遅い方まで
 - (i)ロイヤルティ期間の失効
 - (ii)Supply Agreementの失効

6【研究開発活動】

当社グループは、がんや感染症分野及び難治性疾患に対する基礎研究、産業化を目指した技術開発からその臨床応用まで、幅広い研究開発活動を推進しており、マイルストーンに沿った進捗が得られるように管理、運営を図っております。

これまでは、特に当社グループの中核事業である免疫細胞療法総合支援サービスに関わる臨床的エビデンスの構築や技術改良に積極的に取り組んでおりました。

当連結会計年度から、平成26年11月25日より施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」により、当社グループの事業は、細胞加工業と細胞医療製品事業とに移行いたしました。当該移行に伴い、細胞加工業にむけた研究開発・技術開発として、提供技術の改良や様々な再生・細胞医療技術の細胞加工に対応できる体制の構築を進め、また、細胞医療製品事業に向けた研究開発・技術開発として、細胞医療製品の開発、製造のための技術構築を行うとともに、細胞医療製品の製造販売承認に向けた申請準備を進めてまいります。さらに、国内外を問わず積極的に研究開発のアライアンスを推進し、新規技術の早期実用化及び新規事業の早期実現を図ってまいります。

なお、平成27年9月末日現在、研究開発部門スタッフは総計34名おり、これは総従業員の約19%に当たります。

(1)細胞加工業

当連結会計年度においては、平成17年より、免疫細胞療法総合支援サービスでの提供を視野に入れて進めてきた、レギュラトリーT細胞を標的とした免疫抑制解除法の研究により開発した新規モノクローナル抗体（抗ヒトBTN3（CD277）抗体）について、米国ベクトン・ディッキンソン・アンドカンパニーとライセンス契約を締結いたしました。

今後も、免疫細胞加工技術の開発を推進するとともに、引き続き、がん免疫細胞治療の臨床研究支援活動も推進してまいります。

当連結会計年度における細胞加工業に係る研究開発費は144,293千円であります。

(2)細胞医療製品事業

当連結会計年度においては、前連結会計年度に日本国内における開発、製造権を取得した、米国Argos Therapeutics Inc.が開発を進めている転移性腎細胞がんを対象とする細胞医療製品「AGS-003」は、欧米で第 相臨床試験が実施されており、このデータを利用することにより国内における開発費用・期間の短縮が可能です。また、米国ではFDAよりFast Trackに指定されており、米国において早期に承認されることが期待されます。今後は、当社グループによる日本国内での「AGS-003」の製造販売承認の取得に向けて、開発を進めてまいります。

また、東京大学の中内啓光教授らの研究グループが進めているiPS細胞を用いたCTL細胞による細胞医療製品を目的とした研究開発について、東京大学と共同開発に関する基本合意をいたしました。これは、がん等の異常な細胞を攻撃するリンパ球であるCTLをiPS細胞技術により大量に生産する技術であり、これまでを行われていたCTLを用いた

免疫細胞治療の効果を向上させた新たな治療方法として期待される技術です。本契約に基づき、当社は、東京大学、中内啓光教授と本技術の開発などについて共同で検討を進めてまいります。

これらに加えて、当社グループでは、これまで継続的に行なってきた免疫細胞治療に係る研究開発、臨床開発の成果を生かして、新たな細胞医療製品の開発を目指した研究開発を進めてまいります。

当連結会計年度における細胞医療製品事業に係る研究開発費は501,684千円であります。

当社グループの臨床開発活動は、その活動から得られるデータ、成果は、細胞加工業、細胞医療製品事業の両事業での利用を想定しており、その活動については以下に記載いたします。なお、臨床開発に係る研究開発費は、上記のセグメント別研究開発費に配分され、含まれております。

当社グループの臨床開発活動としては、免疫細胞治療のエビデンス構築を目指し、当社グループの契約医療機関を中心に大学病院や各地域の中核医療機関との共同研究活動を実施しております。当社グループの主な研究活動の役割としては、腫瘍免疫分野を中心とした研究の企画及び推進、免疫細胞の加工に係る基礎データの提供等を行うことであり、これらの活動を通して臨床研究の円滑な推進に努めております。さらに、臨床研究の免疫学的検査を適切に支援することで免疫細胞治療の効果予測因子の探索等にも積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き、臨床エビデンスの構築を第一の目的とした国内の医療機関との共同臨床研究等を推進いたしました。

以上の取り組みの結果、当連結会計年度における研究開発費の総額は645,978千円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)当連結会計年度の経営成績の分析

売上高及び営業利益

当連結会計年度の売上高は1,674,379千円（前期比169,615千円減、9.2%減）となりました。これは、細胞加工受託に向けた受注活動を積極的に進めているものの、当連結会計年度においてはまだ売上を計上するまでには至っていないこと、既存契約医療機関に対する免疫細胞療法総合支援サービス売上が前連結会計年度に比べて減少したこと等によるものです。

売上原価は、材料費の減少等により前連結会計年度に対して1.7%減少し、1,001,349千円となりました。売上原価の売上高に対する比率は、売上原価は減少したものの、売上高の減少による固定費割合の増加等により4.6ポイント増加し、59.8%となりました。その結果、売上総利益は前連結会計年度に対し18.5%減少し、673,030千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に対して182,255千円（8.2%）増加し、2,414,881千円となりました。当連結会計年度においては、研究開発投資の再評価を行い、研究開発費の適正化を図ったこと等により、研究開発費は13,355千円（2.0%）の減少となりました。販売費については、新たな事業展開に向けた取引先の開拓等の取り組み強化により、前連結会計年度に対して50,008千円（16.9%）増加しております。また、新たな事業環境における細胞加工業及び細胞医療製品事業の推進・展開を図るための戦略的投資等により、一般管理費については、前連結会計年度に対して145,601千円（11.4%）増加しております。

この結果、営業損失は1,741,851千円（前期は営業損失1,407,022千円）となりました。

営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の68,389千円の利益（純額）に対し、当連結会計年度は170,722千円の利益（純額）となりました。これは、主に受取利息の増加（前期比6,989千円増）、為替差益の増加（前期比34,940千円増）、投資事業組合運用益の増加（前期比42,272千円増）、投資事業組合運用損の減少（前期比25,893千円減）によるものであります。

この結果、経常損失は1,571,129千円（前期は経常損失1,338,633千円）となりました。

特別損益及び税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の232,448千円の損失（純額）から、当連結会計年度は93,992千円の損失（純額）となりました。これは、主に投資有価証券売却益の減少（前期比440,145千円減）、貸倒引当金繰入額の減少（前期比580,000千円減）及び減損損失の減少（前期比55,138千円減）によるものであります。

この結果、税金等調整前当期純損失は1,665,121千円（前期は税金等調整前当期純損失1,571,081千円）となりました。

当期純利益

法人税等については、法人税、住民税及び事業税10,689千円（前期比627千円増）、法人税等調整額36,510千円（前期比36,931千円増）により、当期純損失は1,712,320千円（前期は当期純損失1,580,722千円）となりました。

(2)当連結会計年度の財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,050,034千円減少し、8,897,381千円となりました。流動資産は4,670,284千円と前連結会計年度末に比べ1,925,431千円減少しており、主な要因は現金及び預金の増加100,845千円、有価証券の減少2,199,921千円です。固定資産は4,227,097千円と前連結会計年度末に比べ875,396千円増加しており、主な要因は有形固定資産の増加897,698千円、投資有価証券の増加53,980千円、長期前払費用の減少84,109千円によるものです。

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて256,055千円増加し、1,724,090千円となりました。そのうち流動負債は1,256,527千円で前連結会計年度末に比べて29,542千円減少しております。主な要因は、未払金の減少59,280千円、リース債務の増加28,723千円です。固定負債は467,562千円と前連結会計年度末に比べて285,598千円増加しており、主な要因は長期リース債務の増加94,193千円、品川細胞培養加工施設（品川CPF）に設置する設備の取得等に伴う資産除去債務の増加139,624千円です。

当連結会計年度末の純資産は、当期純損失1,712,320千円、第三者割当増資による資本金及び資本剰余金の増加380,664千円、その他有価証券評価差額金の増加22,624千円等により前連結会計年度末に比べて1,306,089千円減少し、7,173,291千円となりました。この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の85.0%から80.3%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて2,099,076千円減少し、当連結会計年度末には3,811,801千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動に使用した資金は1,567,375千円（前期は1,020,104千円の使用）となりました。

主な増加は、減価償却費278,291千円であり、主な減少は、税金等調整前当期純損失1,665,121千円、未払又は未収消費税等の増減額104,796千円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は856,760千円（前期は1,155,834千円の使用）となりました。

主な支出は、有形固定資産の取得による支出859,047千円、無形固定資産の取得による支出116,303千円であり、主な収入は、長期貸付金の回収による収入120,950千円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって獲得した資金は325,059千円（前期は405,825千円の獲得）となりました。

主な内訳は、株式の発行による収入378,109千円です。

第3【設備の状況】

当社グループの設備において、ソフトウェアは重要な資産であるため、以下、有形固定資産のほか、無形固定資産のうちソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を含めて設備の状況を記載しております。

1【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において1,097,272千円の設備投資を行いました。

細胞加工業におきましては、細胞加工施設の開発等の投資を行っており、設備投資額は1,049,859千円でありま

す。細胞医療製品事業におきましては、研究開発設備の取得等の投資を行っており、設備投資額は12,754千円でありま

す。その他、情報システム関連投資等のセグメントに区分できない設備投資額は34,658千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(注) 設備投資金額及び設備投資の総額には、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械及び 装置	リース 資産	その他	無形固定 資産		合計
本社 (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工業 全社(共通)	統括事業 施設	7,900	0	38,444	27,652	298,387	372,386	65 (17)
新横浜CPC (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工業	細胞加工 施設 (注)3	37,377	0	616	21,524	60	59,579	48 (11)
大阪CPC (大阪府吹田市)	細胞加工業	細胞加工 施設 (注)3	10,698	-	4,630	1,967	-	17,296	14 (1)
福岡CPC (福岡県福岡市博多区)	細胞加工業	細胞加工 施設 (注)3	12,722	-	3,972	6,037	-	22,731	13 (1)
研究開発センター (東京都世田谷区)	細胞医療製品 事業 全社(共通)	研究施設	1,891	0	20,444	5,492	-	27,828	17
自己がん組織 バンク (神奈川県横浜市港北区)	細胞加工業	事業施設	-	-	-	211	13,642	13,854	-
東大22世紀医 療センターC PC (東京都文京区)	細胞医療製品 事業	細胞加工 施設 (注)3	-	-	-	1,068	-	1,068	11 (1)
九州大学先端医 療イノベーション センター (福岡県福岡市東区)	細胞加工業	事業施設 及び 研究施設	-	-	-	16,756	2,746	19,502	5
東京オフィス (東京都千代田区)	全社(共通)	事業施設	253	-	-	401	-	655	-
品川CPF (東京都品川区)	細胞加工業	細胞加工 施設	1,094,775	-	131,340	53,062	-	1,279,178	7

(注) 1. 上記金額には消費税等を含めておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品と建設仮勘定、「無形固定資産」はソフトウェアとソフトウェア仮勘定であります。

3. 当該設備については、免疫細胞療法総合支援サービスの一環として契約医療機関に提供しております。
4. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 国内子会社

平成27年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物及び 構築物	その他	無形固定 資産	合計	
(株)医業経営研究所	本社 (神奈川県横浜市 港北区)	細胞加工業	賃貸用設 備他	22,189	1,085	-	23,274	-

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品、「無形固定資産」はソフトウェアであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社	品川C P F (東京都品川 区)	細胞加工業	再生・細胞 医療用細胞 加工施設	2,390	1,500	増資資金及 び自己資金	平成26年1月	平成30年9月	未定

- (注) 金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,120,000
計	175,120,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年12月17日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	90,133,100	90,133,100	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式であり、単 元株式数は100株であ ります。
計	90,133,100	90,133,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社メディネット第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)(平成24年12月20日定時株主総会決議及び平成25年3月7日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	895	895
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	89,500	89,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月25日から 平成33年3月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 396 資本組入額198(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

2. 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」内において、以下の条件が満たされた場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(1) 割当日から行使期間中に終了する決算期において1回以上、連結営業利益が黒字を計上していること。ただし、当社が会計基準を変更した場合（国際財務報告基準の適用を含む）には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、注2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
注3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
「新株予約権の取得条項」の定めに基づいて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に基づいて決定する。
6. 新株予約権の数は、取締役会決議による1,177個から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を282個減じている。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は、当初の117,700株から89,500株に減少している。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成27年9月29日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権付社債の残高(千円)	-	500,000
新株予約権の数(個)	-	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	-	2,994,011
新株予約権の行使時の払込金額(注)2、3、4	-	1株当たり167円
新株予約権の行使期間	-	平成27年10月15日から 平成33年10月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	(注)5、(注)6
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)7
代用払込みに関する事項	-	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注)1. 新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、その価額は当該社債の払込金額と同額とする。
3. 新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、1株につき167円とする。
4. 転換価額の調整
- (1) 当社は、当社が新株予約権付社債の発行後、本項4(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項4(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項4(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本項4(2)乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項4(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項4(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る社債の払込金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額及び資本準備金の額
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
7. 新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより社債又は新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
8. 新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

第10回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	48
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	-	2,400,000
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	-	1株当たり167円
新株予約権の行使期間	-	平成27年10月15日から 平成33年10月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	(注)3
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権の一部行使は できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	当社取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、50,000株とする。当社が下記「2. 行使価額の調整」の規定に従って、行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本項(2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者（新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

第11回新株予約権

	事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	127
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	-	6,350,000
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	-	1株当たり251円
新株予約権の行使期間	-	平成27年10月15日から 平成33年10月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	(注)3
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権の一部行使は できない。(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-	当社取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、50,000株とする。当社が下記「2. 行使価額の調整」の規定に従って、行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通

株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本項(2) 乃至 の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者（新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
4. 新株予約権者は、平成27年10月15日以降、本新株予約権の行使期間の最終営業日までの期間いつでも、当社に対して、以下の条件に従い、定められた個数の本新株予約権の行使請求をすることができる（なお、かかる請求のあった日を、以下「行使請求日」という。）。

行使請求日以前に、株式会社ウィズ・パートナーズの紹介、協力及び支援等（以下「提携支援等」という。）により、当社又は当社との関係会社（以下「当社等」という。）がその事業（研究開発、使用許諾、販売、仕入、製造を含み、これらに限定されない。）に関する拘束力のある趣意書、覚書、同意書、契約書又はこれらと同等の内容の書面（秘密保持契約、またはこれに類似するものは除く。）（以下「業務提携契約等」という。）を（ ）第三者との間で締結した場合、並びに（ ）株式会社ウィズ・パートナーズが提携支援等を行った場合で、株式会社ウィズ・パートナーズ及び当社等が同意した条件又は要件に合う業務提携契約等が第三者から提示されたが当社等の業務提携契約等の締結自体が未了である場合において、（ ）及び（ ）の当該第三者の合計数が1者以上3者未満である場合、累積で新株予約権の半数（端数四捨五入）の64個（行使総額803,200,000円、新株予約権の目的となる株式3,200,000株。）を上限とした個数。

行使請求日以前に、株式会社ウィズ・パートナーズの提携支援等により、当社等が、業務提携契約等を（ ）第三者との間で締結した場合、並びに（ ）株式会社ウィズ・パートナーズが提携支援等を行った場合で、株式会社ウィズ・パートナーズ及び当社等が同意した条件又は要件に合う業務提携契約等が第三者から提示されたが当社等の業務提携契約等の締結自体が未了である場合において、（ ）及び（ ）の当該第三者の合計数が3者以上となった場合、前号に従う新株予約権の行使を含め、累積で新株予約権の全ての127個（行使総額1,593,850,000円、新株予約権の目的となる株式6,350,000株。）を上限とした個数。

前各号に関わらず、新株予約権者が新株予約権の行使を請求し行使金額を払込む日又は期間の初日より5営業日前に新株予約権者が行使しようとする新株予約権の個数及び払込みを行う日又は一定の期間を当社に対し通知した場合において、当該払込日又は当該期間の初日までに当社が同意した払込日又は期間における当社が同意した個数。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年12月7日 (注)1	100,000	732,755	1,048,850	3,631,011	1,048,850	5,043,571
平成24年10月1日～ 平成25年9月30日 (注)2	140,576	873,331	2,526,275	6,157,286	2,526,275	7,569,846
平成25年12月26日 (注)3	10,000	883,331	218,475	6,375,761	218,475	7,788,321
平成26年4月1日 (注)4	87,449,769	88,333,100	-	6,375,761	-	7,788,321
平成26年10月1日～ 平成27年9月30日 (注)5	1,800,000	90,133,100	190,332	6,566,093	190,332	7,978,653

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 22,252円

発行価額 20,977円

資本組入額 10,488.5円

払込金総額 2,097,700千円

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の株式転換及び新株予約権の行使によるものであります。

3. 有償第三者割当

発行価格 43,695円

資本組入額 21,847.5円

割当先 ドイツ銀行ロンドン支店、株式会社夢テクノロジー

4. 株式分割(1:100)によるものであります。

5. 新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	5	42	174	29	56	47,636	47,942	-
所有株式数 (単元)	-	4,660	34,708	36,518	12,686	1,062	811,660	901,294	3,700
所有株式数 の割合(%)	-	0.52	3.85	4.05	1.41	0.12	90.05	100.00	-

(注)上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、24単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
木村佳司	千葉県浦安市	7,629,300	8.46
IHN株式会社	千葉県浦安市入船3-68-5	1,400,000	1.55
小川真桜	千葉県鎌ヶ谷市	700,000	0.78
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	614,700	0.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	543,800	0.60
後藤重則	東京都目黒区	501,000	0.56
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	437,500	0.49
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	433,800	0.48
株式会社カネカ	大阪府大阪市北区中之島2-3-18	400,000	0.44
光本一夫	兵庫県姫路市	335,300	0.37
計	-	12,995,400	14.42

(注)平成27年10月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ドイツ銀行 ロンドン支店及びその共同保有者であるドイツ証券株式会社が平成27年9月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ドイツ銀行 ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK	株式 1,634,945	1.81
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王 パークタワー	株式 17,300	0.02

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,129,400	901,294	-
単元未満株式	普通株式 3,700	-	-
発行済株式総数	90,133,100	-	-
総株主の議決権	-	901,294	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権24個)含まれております。

【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成24年12月20日定時株主総会決議及び平成25年3月7日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を割当ててを、平成24年12月20日開催の定時株主総会及び平成25年3月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年12月20日、平成25年3月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社メディネット 第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)」に記載しております。
株式の数(注)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 株式会社メディネット 第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)」に記載しております。

(注)当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

(平成25年3月7日取締役会決議)

会社法に基づき、当社執行役員、社員及び顧問に対して新株予約権を割当ててを、平成25年3月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年3月7日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員、社員及び顧問 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社メディネット 第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)」に記載しております。
株式の数(注)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況 株式会社メディネット 第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)」に記載しております。

(注)当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長等を総合的に勘案して、利益配当の実施を検討してまいります。また、先行投資を着実に回収し、継続的な成長を果たすことで企業価値を向上し、株主の皆様への利益に貢献したいと考えております。

しかしながら当社は、設立以来、配当を実施した実績はなく、また、平成23年9月期から当事業年度及び平成20年9月期以前に損失を計上したことにより、累積損失が発生しております。当面は、内部留保を行って早期の累積損失の解消に努めることとし、細胞医療製品の製造・販売承認の取得に向けた設備投資及び研究開発投資、細胞加工業の顧客獲得に向けた設備投資及び営業活動への資金充当を優先して、企業体質の強化を進めるとともに、事業の成長を図っていく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
最高(円)	32,000	14,300	103,900	59,800 333	404
最低(円)	10,000	8,480	9,370	26,350 193	127

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成26年4月1日、1株 100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	254	245	268	225	217	199
最低(円)	239	230	220	189	127	136

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長兼社長	事業本部長	木村 佳司	昭和27年3月15日生	平成4年9月 HOYA(株) 本社市場開発促進部課長 平成6年10月 (株)コアメディカル 専務取締役 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長 平成14年9月 代表取締役CEO 平成23年10月 代表取締役社長 平成25年10月 取締役会長 平成26年10月 代表取締役会長兼社長 平成27年10月 代表取締役会長兼社長兼事業本部長(現任)	(注)3	7,629,300
取締役副会長		鈴木 邦彦	昭和34年5月6日生	昭和57年4月 エッソ石油(株)(現EMGマーケティング(同))入社 昭和63年8月 日興証券(株)(現SMB C日興証券(株))入社 平成7年12月 同社 国際金融部欧米室長 平成10年12月 同社 海外業務室長 平成13年7月 ルクセンブルグ日興銀行社長 平成18年3月 当社入社 経営企画室長 平成19年10月 執行役員 経営企画部長 平成24年10月 執行役員 CPテクノロジー事業本部長 平成24年12月 取締役 CPテクノロジー事業本部長 平成25年10月 代表取締役社長 平成26年8月 取締役 平成26年10月 取締役 CPテクノロジー事業本部長兼細胞医療製品事業本部長 平成27年4月 取締役 事業本部長 平成27年10月 取締役副会長(現任)	(注)3	23,200
取締役	管理本部長	宮本 宗	昭和33年4月21日生	昭和57年6月 富士通(株)入社 平成18年6月 当社入社 社長室長 平成20年1月 医療法人社団混志会 常務理事 平成21年7月 (株)東京ベイメディカルフロンティア 取締役 平成23年10月 当社 執行役員 知財・法務部長 平成24年10月 執行役員 経営管理部長 平成26年10月 取締役 管理本部長(現任)	(注)3	-
取締役		篠田 丈	昭和36年8月1日生	昭和60年4月 (株)小松製作所入社 平成元年5月 日興証券(株)(現SMB C日興証券(株))入社 平成10年12月 ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社 平成12年9月 アイエヌジー・ベアリング証券会社入社 平成15年3月 T & R(有)(現(株)T & Rホールディングス) 代表取締役(現任) 平成15年6月 BNPパリバ証券(株)入社 平成19年4月 (株)アリスタゴラ(現(株)アリスタゴラ・アドバイザーズ) 取締役 平成23年3月 同社 代表取締役(現任) 平成25年9月 (株)アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス 取締役(現任) 平成26年10月 (株)Noah's Planning 社外取締役 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		高橋 司	昭和28年7月15日生	昭和53年5月 東京大学医科学研究所附属病院外科入局 昭和59年5月 同大学病院 外科助手 昭和61年10月 同大学病院 医学博士取得 昭和63年2月 ハーバード大学留学(腫瘍免疫、移植免疫研究) 平成2年5月 東京大学医科学研究所 外科非常勤講師 河北総合病院副センター長 平成8年5月 高橋メディカルクリニック 院長(現任) 平成16年2月 医療法人つかさ会 理事長(現任) 平成17年9月 医療法人社団混志会 監事 平成26年10月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役		富田 憲介	昭和24年1月8日生	昭和49年4月 三共(株)(現第一三共(株))入社 平成62年7月 日本イーライリリー(株)入社 平成元年7月 ローラー・ジャパン(株)入社 平成3年10月 (有)イー・シー・エス 代表取締役社長 平成3年11月 サンド薬品(株)(現ノバルティスファーマ(株))入社 平成4年8月 ローヌ・ブーランローラー・インク(現サノフィ)入社 平成6年4月 ローヌ・ブーランローラー(株) 取締役 平成6年8月 ローヌ・ブーランローラー・インク 副社長、細胞・遺伝子治療部門(アールピーアールジェンセル)アジア太平洋地域総支配人 エクスピボセラピーズ・インク 副社長、アジア太平洋地域総支配人 平成7年4月 アールピーアールジェンセル(株) 代表取締役社長 平成12年6月 アンジェス エムジー(株) 代表取締役社長 平成13年4月 同社 取締役会長 平成14年5月 オンコセラピー・サイエンス(株)入社 平成14年7月 同社 取締役 平成14年12月 同社 取締役副社長 平成15年4月 同社 代表取締役社長 平成15年8月 (有)イー・シー・エス 取締役(現任) 平成16年8月 OMAb Pharma(株)(現イムナス・ファーマ(株)) 代表取締役社長 平成18年6月 ワクチン・サイエンス(株) 取締役 平成22年5月 オンコセラピー・サイエンス(株) 代表取締役会長 平成25年7月 (株)ジェノミックス 取締役(現任) 平成26年10月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	16,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		南野 利久	昭和31年10月30日生	昭和55年9月 近畿商事三重(株) 代表取締役社長 昭和60年4月 (株)メディカルー光 代表取締役社長(現任) 平成17年10月 (株)ヘルスケアー光 代表取締役社長 平成22年5月 (株)メディシンー光 代表取締役(現任) 平成24年4月 (株)ヘルスケア・キャピタル 代表取締役社長(現任) 平成26年8月 (株)ヘルスケアー光 取締役(現任) 平成26年10月 当社 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役		和田 勝	昭和20年5月31日生	昭和44年7月 厚生省(現厚生労働省)入省 平成元年6月 厚生省 薬務局経済課長 平成3年7月 厚生省 児童家庭局企画課長 平成4年4月 東京大学経済学部 非常勤講師 平成4年6月 厚生省 保険局企画課長 平成5年6月 厚生省 大臣官房総務課長 平成6年9月 厚生省 大臣官房審議官(医療保険、老人保険、介護問題担当) 高齢者介護対策本部事務局長 平成10年2月 (有)福祉社会総合研究所 代表(現任) 平成11年8月 (有)ケアメディック 代表取締役(現任) 平成12年4月 健康保険組合連合会 参与(現任) 平成14年4月 国際医療福祉大学大学院 特任教授 平成17年4月 順天堂大学大学院 客員教授(現任) 平成26年10月 当社 社外取締役(現任) 平成27年4月 国際医療福祉大学大学院 客員教授(現任)	(注)3	-
常勤監査役		瀧上 眞次	昭和27年9月17日生	昭和55年4月 東西貿易(株)入社 昭和62年1月 日興証券(株)(現SMB C日興証券(株))入社 平成12年1月 ゼネラルコンサルティング(株)入社 平成14年5月 エムディエス(株) 取締役 平成15年10月 (株)コネット 取締役 平成15年12月 シミック(株)入社 社長室長 平成19年1月 ダイ・デザイン社(米国人)日本代表(現任) 平成24年9月 (株)チャーチルコンサルタンツ 顧問(現任) 平成26年12月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	3,000
監査役		種原 信	昭和29年10月27日生	昭和54年4月 東京中小企業投資育成(株)入社 平成11年3月 同社 創業期投資支援室長 平成16年6月 同社 執行役員 平成18年6月 同社 取締役 平成21年6月 同社 執行役員 平成23年6月 (株)きもと 社外監査役(現任) 平成24年6月 東京中小企業投資育成(株)退社 平成25年12月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役		川崎 義夫	昭和16年9月26日生	昭和39年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成元年4月 同社 医療関連ビジネス室長 平成5年5月 メディポートシステム(株) 代表取締役副社長 平成14年12月 ホームイション(株) 代表取締役社長(現任) 平成26年12月 当社 社外監査役(現任)	(注)4	2,000
計						7,674,000

- (注) 1. 取締役篠田丈、高橋司、富田憲介、南野利久及び和田勝は、社外取締役であります。
2. 監査役瀧上眞次、蘆原信及び川崎義夫は、社外監査役であります。
3. 平成26年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。
4. 平成26年12月18日開催の定時株主総会の終結の時から4年間あります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、遵法精神のもと、透明性、効率性の高い経営上の組織体制や仕組みを整備し、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

それを実現するために、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーと良好な関係を築き、患者や医療機関、並びに企業等に革新的な技術およびサービスを提供し続けることにより、長期的、安定的な成長を遂げて行くことが重要であると考えております。

このような中で、コンプライアンス、リスクマネジメントの徹底、適時適切な情報開示、業務プロセスにおける不正や誤謬を防ぐ内部牽制の仕組み強化など、様々な施策を講じてコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

企業統治の体制

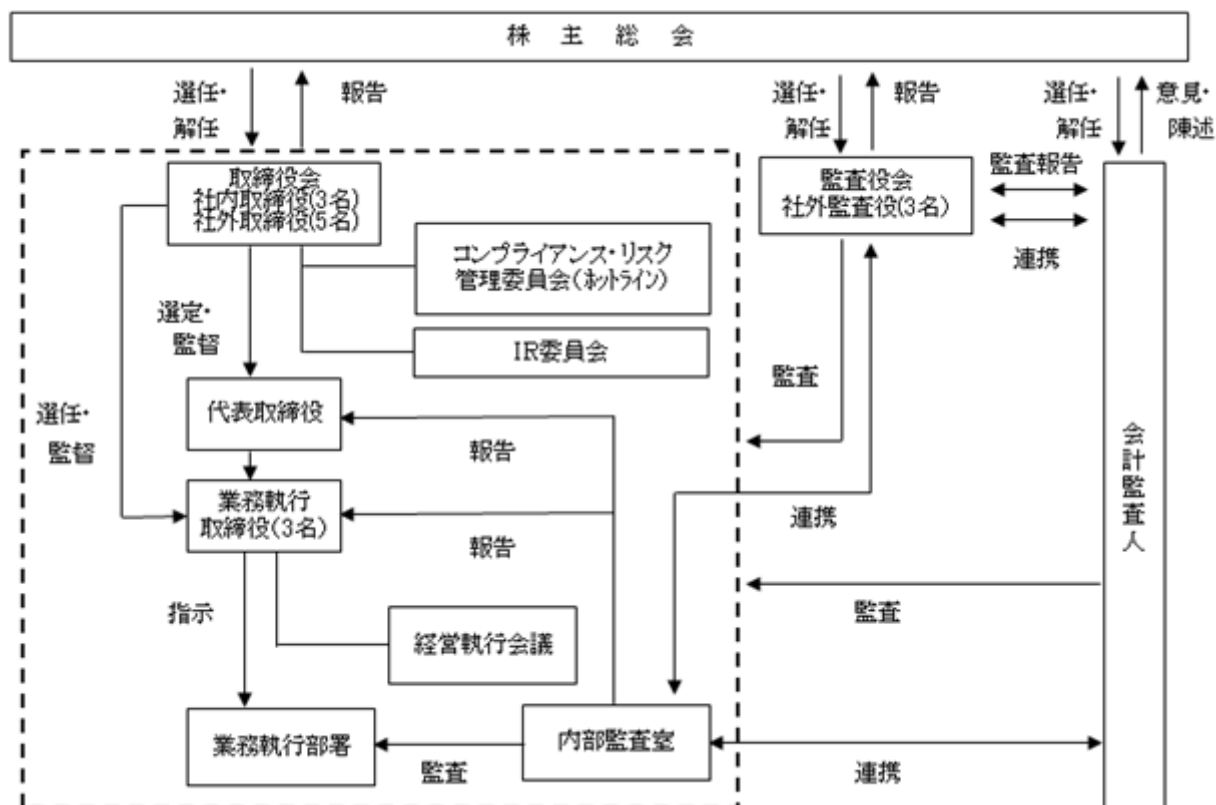
1. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項、ならびに経営に関する重要事項について審議決定をしております。当社の取締役会は社外取締役5名を含む取締役8名で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営の意思決定を行うほか、業績の進捗状況及び業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会を補完する機能として、業務執行取締役等が出席する経営執行会議において重要決裁事項の報告・協議を行い、経営環境の変化に対応した迅速な業務執行ができる体制をとっております。なお、現在、業務執行取締役は3名であります。

また、当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスにおけるチェック・アンド・バランス（牽制と均衡）が適切に働くよう、監査役3名全員を社外監査役として配置しております。各監査役は、監査役会において策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監督、監査しております。

一方、代表取締役の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行部門に対して厳正な内部監査を実施し、業務遂行の効率性・有効性の評価や法令及び規定等の遵守性確保を中心とした監査活動を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。



2. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役5名を選任するとともに、監査役3名全員を社外監査役としています。社外取締役は、長年にわたる専門的な見識をもとに、取締役会に対して的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、3名の社外監査役はそれぞれの専門の見地からの的確な経営監視を実行しております。以上により、経営監視機能の客観性および中立性が確保されており、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

3. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、内部統制システムを、取締役会及び使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制などを包括した内部管理体制と捉え、その体制整備を進めることにより、企業不祥事の発生の防止を図るなど、コーポレート・ガバナンスの確立に資することを基本的な考え方としております。

法令遵守体制の整備状況につきましては、取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、代表取締役が委員長として、リスク管理統括責任者及びコンプライアンス統括責任者を兼ねております。具体的な制度設計としては、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス管理規程を整備し、企業行動憲章及び行動規範を定め、全社員に対してのコンプライアンス・プログラム導入研修の実施をするなど、法令及び企業倫理の遵守徹底を推進しております。また、公益通報者保護法の制定を受け、社内のマイナス情報を吸い上げ、不正行為の防止機能の役割を担うコンプライアンスホットラインを設置しております。さらに、反社会的勢力の排除につきましては、毅然とした態度を保ち、不当・不法な要求には一切応じないことを基本方針とし、その旨を行動規範に明記し、役員及び全社員に周知徹底を図っております。当社子会社については、当社の所管部門が業績進捗状況等の管理を行うとともに、必要に応じて指導及び支援を行っております。また、一定基準の重要事項については、当社子会社において機関決定する前に、当社へ報告を行い、承認を得ることになっているなど、適切な運営がなされることを監督する体制を整備しております。

情報開示体制の整備状況につきましては、社内各部門の責任者による情報の集約・管理、情報管理責任者による情報の重要性・適時開示の判断、及びIR委員会による内容の正確性・妥当性の判断を中心として、社内体制を構築しております。また、年2回の決算説明の動画配信、四半期ごとの決算説明資料の掲載など、当社のホームページを活用したりリリース情報の速やかな開示により、株主及び投資家等との適時適切なコミュニケーションを推進しております。

情報管理体制の整備状況につきましては、文書管理規程を定め、法令に基づく文書の作成及び保管、会社の重要な意思決定、重要な業務執行に関する文書等の適正な保管管理を行っております。具体的な内容としては、株主総会議事録・取締役会議事録・監査役会議事録・経営基本規程・財務諸表等を永久保存するなど、その重要度に応じた保存期間、保存方法を定めております。

財務報告の信頼性を確保するための財務報告に係る内部統制の整備状況につきましては、内部統制の評価範囲を定め、重要な業務プロセス及び決算・財務報告プロセスの文書化を行い、整備状況及び運用状況の評価を実施しております。

4. リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業活動に潜在する様々な内外のリスクを全社的かつ適切に管理するため、リスク管理基本方針をリスク管理規程に定めるとともに、代表取締役を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会においては、総務部がリスク管理を推進する事務局として、社内各部門の業務に関連するリスクの抽出と評価を行ったうえで優先的に管理をするリスクの特定を行い、社内各部門に対してリスクの予防、軽減、移転および回避対策を講じるなどの平時のリスク管理活動を推進しております。

また、事業の運営に重大な影響を及ぼす恐れのある経営危機が発生した場合に対応できるように、緊急対策本部の設置体制やクライシスコミュニケーションマニュアル等の整備をすすめる一方、災害、個人情報の漏洩や各種ハラスメントなどの重要リスクについては、各管理委員会のもとで個別管理規程を定めるなど、リスクの最小化と未然防止に努めております。

さらに当社は、企業経営及び日常業務に関して複数の法律事務所等と顧問契約を締結し、業務執行上の疑義が発生した場合は、その内容に応じた各分野の専門家から適宜助言を受けられる体制をとり、戦略及び法務リスクの管理強化を図っております。

5. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役、及び社外監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社の監査役監査の状況は、常勤監査役1名を含む社外監査役3名の体制で監査を行い、監査役会は原則毎月1回開催されております。監査役及び監査役会は、会計監査人との間で双方の立場からの年度監査体制、監査計画及び監査内容について報告及び協議を行っております。

また、内部監査室を代表取締役の直轄組織として設置し、専任者1名が、他の業務執行部門から独立した立場で組織の内部管理体制の適正性及び効率性を客観的に評価し、改善提案やフォローアップを実施しております。

内部監査室は、監査役及び監査役会に対して年度監査体制及び年度監査計画を報告し、その内容について協議を行い、監査の実施状況については、その都度社外監査役である常勤監査役に報告するとともに、内部統制部門と意見交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。

社外取締役篠田丈氏は、当社の取引金融機関の一つである日興証券㈱（現SMBC日興証券㈱）の出身であり、また、過去当社との間で経営コンサルティング等を目的とする成功報酬型の業務委託契約を締結していた株式会社アリストゴラ・アドバイザーズの代表取締役を兼務しておりますが、これまでに当社から同社に対する委託料の支払いは発生しておりません。社外取締役高橋司氏は、過去当社の契約医療機関である医療法人社団混志会の監事を兼務しておりましたが、現在は同法人の監事を辞任しております。社外取締役富田憲介氏は、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載しているとおり当社株式を所有しており、また、過去当社との間でコンサルティング契約を締結していた有限会社イー・シー・エスの取締役を兼務しておりますが、当社から同社に対して支払った委託料は僅少であります。社外取締役南野利久氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。社外取締役和田勝氏は、過去当社との間で業務委託契約を締結していた有限会社ケアメディックの代表取締役を兼務しておりますが、当社から同社に対して支払った委託料は僅少であります。いずれの取引等も、その態様等に照らし、当社との間に特別の利害関係を有するものではありません。社外取締役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断をしていただくために、幅広い、且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する方を選任するものとしております。

社外監査役瀧上眞次氏は、当社の取引金融機関の一つである日興証券㈱（現SMBC日興証券㈱）の出身であり、また、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載しているとおり当社株式を所有しております。社外監査役種原信氏は、当社との間に特別の利害関係はありません。社外監査役川崎義夫氏は、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載しているとおり当社株式を所有しております。いずれもその態様等に照らし、当社との間に特別の利害関係を有するものではありません。社外監査役について、他社の役職、役員を歴任されたことなどにより得た各々の優れた見識・経験、且つ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、社外監査役種原信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社において、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	61,779	62,400	620	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	29,300	29,300	-	-	-	10

(注) 当事業年度末日の役員の人数は、取締役8名及び監査役3名であります。上記には、平成26年10月29日付で退任した取締役3名と平成26年12月18日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

2. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬等につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、取締役及び監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

- (a) 取締役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
- (b) 監査役の報酬限度額は、平成15年12月24日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

8銘柄 206,483千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ナノキャリア(株)	81,900	106,060	取引関係強化、事業拡大等

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ナノキャリア(株)	81,900	85,831	取引関係強化、事業拡大等
(株)ニプロ	63,900	78,341	取引関係強化、事業拡大等

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務にかかる補助者は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士： 海野 隆善、櫻井 均

なお、上記2名については、継続監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載を省略しております。

監査業務にかかる補助者： 公認会計士 7名、その他 11名

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

1. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

2. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

3. 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,600	-	27,600	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23,600	-	27,600	-

(注) 当連結会計年度の「監査証明業務に基づく報酬」には、前連結会計年度に係る報酬6,000千円が含まれております。

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、定期的に監査法人等の主催するセミナーに参加する等により、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,110,956	2,211,801
売掛金	297,767	302,540
有価証券	3,799,921	1,600,000
原材料及び貯蔵品	103,021	98,431
その他	284,049	457,511
流動資産合計	6,595,715	4,670,284
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	756,771	1,962,594
減価償却累計額	570,922	595,231
建物及び構築物(純額)	185,849	1,367,363
機械及び装置	61,601	61,347
減価償却累計額	60,240	61,347
機械及び装置(純額)	1,360	0
リース資産	154,977	326,596
減価償却累計額	78,545	127,147
リース資産(純額)	76,432	199,448
建設仮勘定	434,800	25,608
その他	510,950	555,509
減価償却累計額	405,018	445,857
その他(純額)	105,931	109,651
有形固定資産合計	804,374	1,702,072
無形固定資産	291,694	320,542
投資その他の資産		
投資有価証券	538,471	592,451
長期貸付金	1,565,050	1,539,760
長期前払費用	578,036	493,926
貸倒引当金	580,000	580,000
その他	154,073	158,344
投資その他の資産合計	2,255,631	2,204,482
固定資産合計	3,351,700	4,227,097
資産合計	9,947,416	8,897,381

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,580	109,361
短期借入金	800,000	800,000
リース債務	28,547	57,270
未払金	217,762	158,482
未払法人税等	23,946	22,600
賞与引当金	80,080	85,875
資産除去債務	3,710	950
その他	21,443	21,988
流動負債合計	1,286,070	1,256,527
固定負債		
リース債務	50,214	144,408
繰延税金負債	55,710	96,254
資産除去債務	72,889	212,514
その他	3,150	14,385
固定負債合計	181,964	467,562
負債合計	1,468,034	1,724,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,375,761	6,566,093
資本剰余金	7,788,321	7,978,653
利益剰余金	5,799,062	7,511,382
株主資本合計	8,365,020	7,033,364
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	86,784	109,408
その他の包括利益累計額合計	86,784	109,408
新株予約権	27,576	30,518
純資産合計	8,479,381	7,173,291
負債純資産合計	9,947,416	8,897,381

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	1,843,995	1,674,379
売上原価	1,018,392	1,001,349
売上総利益	825,603	673,030
販売費及び一般管理費	1, 2 2,232,626	1, 2 2,414,881
営業損失()	1,407,022	1,741,851
営業外収益		
受取利息	41,179	48,169
為替差益	61,746	96,686
投資事業組合運用益	-	42,272
設備賃貸料	10,115	8,926
その他	3,249	3,105
営業外収益合計	116,291	199,160
営業外費用		
支払利息	6,696	10,047
株式交付費	3,694	1,690
社債発行費等	4,188	10,023
投資事業組合運用損	25,893	-
設備賃貸費用	7,134	6,496
その他	294	179
営業外費用合計	47,902	28,438
経常損失()	1,338,633	1,571,129
特別利益		
投資有価証券売却益	440,145	-
特別利益合計	440,145	-
特別損失		
固定資産除却損	3 1,493	3 30,347
減損損失	4 55,138	-
投資有価証券評価損	16,572	13,645
出資金評価損	19,388	-
貸倒引当金繰入額	580,000	-
和解金	-	50,000
特別損失合計	672,593	93,992
税金等調整前当期純損失()	1,571,081	1,665,121
法人税、住民税及び事業税	10,061	10,689
法人税等調整額	421	36,510
法人税等合計	9,640	47,199
少数株主損益調整前当期純損失()	1,580,722	1,712,320
当期純損失()	1,580,722	1,712,320

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
少数株主損益調整前当期純損失()	1,580,722	1,712,320
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	765,292	22,624
その他の包括利益合計	765,292	22,624
包括利益	2,346,014	1,689,696
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,346,014	1,689,696
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	6,157,286	7,569,846	4,218,339	9,508,793
当期変動額				
新株の発行	218,475	218,475		436,950
当期純損失（ ）			1,580,722	1,580,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	218,475	218,475	1,580,722	1,143,772
当期末残高	6,375,761	7,788,321	5,799,062	8,365,020

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	852,076	852,076	8,700	10,369,570
当期変動額				
新株の発行				436,950
当期純損失（ ）				1,580,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	765,292	765,292	18,875	746,416
当期変動額合計	765,292	765,292	18,875	1,890,188
当期末残高	86,784	86,784	27,576	8,479,381

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	6,375,761	7,788,321	5,799,062	8,365,020
当期変動額				
新株の発行	190,332	190,332		380,664
当期純損失（ ）			1,712,320	1,712,320
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	190,332	190,332	1,712,320	1,331,656
当期末残高	6,566,093	7,978,653	7,511,382	7,033,364

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	86,784	86,784	27,576	8,479,381
当期変動額				
新株の発行				380,664
当期純損失（ ）				1,712,320
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,624	22,624	2,942	25,566
当期変動額合計	22,624	22,624	2,942	1,306,089
当期末残高	109,408	109,408	30,518	7,173,291

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,571,081	1,665,121
減価償却費	195,283	278,291
減損損失	55,138	-
賞与引当金の増減額(は減少)	3,566	5,795
貸倒引当金の増減額(は減少)	580,000	-
受取利息及び受取配当金	41,179	49,095
支払利息	6,696	10,047
出資金評価損	19,388	-
投資有価証券評価損益(は益)	16,572	13,645
投資有価証券売却損益(は益)	440,145	-
投資事業組合運用損益(は益)	25,893	42,272
匿名組合投資損益(は益)	480	126
為替差損益(は益)	61,294	95,660
有形固定資産除却損	1,458	30,347
株式交付費	3,694	1,690
社債発行費等	4,188	10,023
和解金	-	50,000
売上債権の増減額(は増加)	63,579	4,773
たな卸資産の増減額(は増加)	11,102	54,974
仕入債務の増減額(は減少)	20,006	1,218
未払金の増減額(は減少)	32,025	7,119
未払又は未収消費税等の増減額	22,007	104,796
その他	114,642	112,127
小計	1,022,965	1,513,190
利息及び配当金の受取額	18,899	15,901
利息の支払額	6,700	10,025
法人税等の支払額	9,338	10,061
和解金の支払額	-	50,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,020,104	1,567,375
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	471,868	859,047
無形固定資産の取得による支出	106,551	116,303
長期前払費用の取得による支出	10,000	-
投資有価証券の取得による支出	70,580	-
投資有価証券の売却による収入	443,745	-
投資有価証券の償還による収入	-	1,000
出資金の払込による支出	147	-
短期貸付金の純増減額(は増加)	-	1,000
長期貸付けによる支出	949,680	-
長期貸付金の回収による収入	55,447	120,950
資産除去債務の履行による支出	36,000	3,710
その他	10,198	649
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,155,834	856,760
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	433,255	378,109
リース債務の返済による支出	27,201	48,702
その他の支出	228	4,347
財務活動によるキャッシュ・フロー	405,825	325,059
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,770,113	2,099,076
現金及び現金同等物の期首残高	7,680,991	5,910,877
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,910,877	1 3,811,801

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

(株)医業経営研究所、(株)メドセル

(2) 主要な非連結子会社の名称等

美迪奈特医学科技(北京)有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも僅少であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であるので除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(美迪奈特医学科技(北京)有限公司)及び関連会社(TC BIOPHARM LIMITED及びパーパスバイオメディカル(株))は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~20年

機械及び装置 4~5年

その他 4~8年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

八 リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

イ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 社債発行費等

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費等」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた4,483千円は、「社債発行費等」4,188千円、「その他」294千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
投資有価証券(株式)	93,455千円	93,455千円
投資その他の資産「その他」(出資金)	0	0

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)
給与手当	269,292千円	275,093千円
賞与引当金繰入額	34,589	34,373
退職給付費用	3,455	3,520
研究開発費	659,333	645,978
支払手数料	301,911	302,017

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
659,333千円	645,978千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	22千円	29,917千円
機械及び装置	-	0
その他(工具、器具及び備品)	1,471	430

4 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

場所	用途	種類
神奈川県横浜市港北区	遊休資産	建物及び構築物
東京都文京区	停止予定資産	建物及び構築物

当社グループは、事業用資産については主としてキャッシュ・フローの生成単位である事業単位ごとにグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、停止予定事業に係る事業用資産グループ、事業の用に供していない遊休資産のうち、廃棄を決定した資産グループ、及び将来における使用計画がなく、将来の利用見込みが極めて不透明な資産グループの全額55,138千円を減額し、減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物55,138千円です。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	739,739千円	26,659千円
組替調整額	440,145	-
税効果調整前	1,179,884	26,659
税効果額	414,592	4,034
その他有価証券評価差額金	765,292	22,624
その他の包括利益合計	765,292	22,624

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年10月1日至平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	873,331	87,459,769	-	88,333,100
合計	873,331	87,459,769	-	88,333,100

(注) 普通株式の株式数の増加87,459,769株は、第三者割当の新株発行による増加10,000株、効力発生日を平成26年4月1日として1株につき100株の割合で株式分割したことによる増加87,449,769株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権(注)1,2	普通株式	-	3,000,000	-	3,000,000	1,440
	第8回新株予約権(注)1,2	普通株式	-	3,000,000	-	3,000,000	1,320
	第9回新株予約権(注)1,2	普通株式	-	3,000,000	-	3,000,000	1,200
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23,616
合計		-	-	9,000,000	-	9,000,000	27,576

(注) 1. 平成26年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

2. 第7回、第8回及び第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	88,333,100	1,800,000	-	90,133,100
合計	88,333,100	1,800,000	-	90,133,100

（注）普通株式の株式数の増加1,800,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第7回新株予約権（注）1 （自己新株予約権） （注）2、3	普通株式	3,000,000 （-）	- (1,200,000)	3,000,000 (1,200,000)	- (-)	- (-)
	第8回新株予約権（注）4 （自己新株予約権） （注）2、3	普通株式	3,000,000 （-）	- (3,000,000)	3,000,000 (3,000,000)	- (-)	- (-)
	第9回新株予約権（注）4 （自己新株予約権） （注）2、3	普通株式	3,000,000 （-）	- (3,000,000)	3,000,000 (3,000,000)	- (-)	- (-)
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	30,518
合計	-	-	-	-	-	30,518	

（注）1. 第7回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使1,800,000株及び自己新株予約権の取得1,200,000株によるものであります。

2. 第7回、第8回及び第9回自己新株予約権の当連結会計年度増加は、自己新株予約権の取得によるものであります。

3. 第7回、第8回及び第9回自己新株予約権の当連結会計年度減少は、自己新株予約権の消却によるものであります。

4. 第8回及び第9回新株予約権の当連結会計年度減少は、自己新株予約権の取得によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	2,110,956千円	2,211,801千円
有価証券勘定	3,799,921	1,600,000
現金及び現金同等物	5,910,877	3,811,801

2. 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産および債務額	35,647千円	171,619千円
重要な資産除去債務の計上額	4,522	137,912

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、細胞培養加工施設における建物(建物附属設備)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、細胞加工施設(CPC)における工具、器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
1年内	-	14,400
1年超	-	22,800
合計	-	37,200

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金については、金融機関からの借入による調達または、社債等の発行により資本市場から調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。当連結会計年度においては利用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動や発行体の信用リスクに晒されておりますが、主に安全運用に係る短期のもの(コマーシャルペーパー等)や、業務上の関係を有する企業等の株式及び投資事業組合出資であり、定期的にその保有の妥当性を検証しております。

長期貸付金は、貸付先に対する信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要貸付先の信用状況を確認しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3)信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、94.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前連結会計年度(平成26年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	2,110,956	2,110,956	-
(2)売掛金	297,767	297,767	-
(3)有価証券			
その他有価証券	3,799,921	3,799,921	-
(4)投資有価証券			
その他有価証券	146,810	146,810	-
(5)長期貸付金	1,565,050		
貸倒引当金(*)	580,000		
	985,050	998,962	13,912
資産計	7,340,505	7,354,417	13,912
短期借入金	800,000	800,000	-
負債計	800,000	800,000	-

(*)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成27年9月30日）

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
現金及び預金	2,211,801	2,211,801	-
売掛金	302,540	302,540	-
有価証券			
その他有価証券	1,600,000	1,600,000	-
投資有価証券			
その他有価証券	187,122	187,122	-
長期貸付金	1,539,760		
貸倒引当金（*）	580,000		
	959,760	979,645	19,885
資産計	5,261,224	5,281,109	19,885
短期借入金	800,000	800,000	-
負債計	800,000	800,000	-

（*）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）売掛金、（3）有価証券

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（5）長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

（区分）	前連結会計年度 （平成26年9月30日）	当連結会計年度 （平成27年9月30日）
関係会社株式 非上場株式	93,455	93,455
その他有価証券 非上場株式	68,506	19,361
匿名組合出資金	1,306	-
投資事業組合出資金	228,392	292,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「（4）投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成26年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,110,956	-	-	-
売掛金	297,767	-	-	-
有価証券	3,799,921	-	-	-
長期貸付金	-	1,565,050	-	-
合計	6,208,645	1,565,050	-	-

当連結会計年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,211,801	-	-	-
売掛金	302,540	-	-	-
有価証券	1,600,000	-	-	-
長期貸付金	-	1,539,760	-	-
合計	4,114,342	1,539,760	-	-

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
合計	800,000	-	-	-	-	-

当連結会計年度（平成27年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
合計	800,000	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度（平成26年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上 額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	146,810	12,992	133,818
合計		146,810	12,992	133,818

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 68,506千円)、匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額 1,306千円)及び投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額 228,392千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成27年9月30日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	187,122	48,492	138,630
合計		187,122	48,492	138,630

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 19,361千円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額 292,512千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	443,745	440,145	-
合計	443,745	440,145	-

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について16,572千円（その他有価証券16,572千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について13,645千円（その他有価証券13,645千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、非上場株式については、期末における実質価格が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 （自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
確定拠出年金掛金（千円）	9,830	10,495

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
売上原価の株式報酬費	303	-
販売費及び一般管理費の株式報酬費	14,612	7,522

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役4名 当社執行役員3名 当社従業員13名 当社顧問4名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 117,700株
付与日	平成25年3月25日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	平成28年3月25日から平成33年3月24日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。表中は分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は次のとおりです。

割当日から行使期間中に終了する決算期において1回以上、連結営業利益が黒字を計上していること。但し、当社が会計基準を変更した場合(国際財務報告基準の適用を含む)には、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において、本文と同等の条件を定めるものとする。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成25年ストック・オプション 第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	113,000
付与	-
失効	23,500
権利確定	-
未確定残	89,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

		平成25年ストック・オプション 第1回新株予約権
権利行使価格	(円)	1
行使時平均株価	(円)	-
公正な評価単価(付与日)	(円)	396

(注) 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。表中は分割後の価格を記載しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	28,508千円	28,668千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	206,480	186,760
一括償却資産損金算入限度超過額	2,745	2,528
未払事業税	4,552	3,929
未払事業所税	1,314	1,555
有価証券評価損	26,290	25,123
出資金評価損	6,902	6,243
固定資産減損	19,690	-
資産除去債務	27,296	68,866
新株予約権	8,407	9,826
繰越欠損金	1,330,740	1,768,492
その他	2,308	34,272
繰延税金資産小計	1,665,237	2,136,266
評価性引当額	1,657,133	2,123,508
繰延税金資産合計	8,104	12,758
繰延税金負債		
建物(資産除去費用)	16,780	57,944
その他有価証券評価差額金	47,034	51,068
繰延税金負債合計	63,814	109,012
繰延税金資産(負債)の純額	55,710	96,254

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引き下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成25年10月1日至平成26年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は建物の法定耐用年数または不動産賃貸借契約の契約期間を勘案して見積もり、割引率は0.134%～1.838%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
期首残高	76,599千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	137,912
時の経過による調整額	2,662
資産除去債務の履行による減少額	3,710
期末残高	213,464

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、カテゴリごとの区分管理をしており、「細胞加工業」及び「細胞医療製品事業」の2つを報告セグメントとしております。

「細胞加工業」は、免疫細胞療法総合支援サービス、企業、大学、研究機関等からの臨床用、治験用の細胞加工の受託及び細胞加工施設の運営受託を含めたそれらの関連サービスを主に行っております。「細胞医療製品事業」は、細胞医療製品の製造・販売承認の取得のための研究開発を主に行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	細胞加工業	細胞医療製品 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,840,992	3,003	1,843,995	-	1,843,995
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,840,992	3,003	1,843,995	-	1,843,995
セグメント損失()	22,486	722,825	745,312	661,710	1,407,022
セグメント資産	1,597,814	1,108,879	2,706,694	7,240,722	9,947,416
その他の項目					
減価償却費	144,102	39,156	183,258	6,315	189,573
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	613,787	4,762	618,549	24,283	642,832

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント損失()の調整額 661,710千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額7,240,722千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3)減価償却費の調整額6,315千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24,283千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント損失()は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	細胞加工業	細胞医療製品 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,666,018	8,361	1,674,379	-	1,674,379
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,666,018	8,361	1,674,379	-	1,674,379
セグメント損失（ ）	388,202	656,262	1,044,465	697,385	1,741,851
セグメント資産	2,588,005	1,110,121	3,698,127	5,199,254	8,897,381
その他の項目					
減価償却費	223,535	40,865	264,400	7,394	271,795
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,187,415	12,754	1,200,170	35,014	1,235,185

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント損失（ ）の調整額 697,385千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額5,199,254千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3)減価償却費の調整額7,394千円は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額35,014千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント損失（ ）は、連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団 滉志会	1,762,885	細胞加工業

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
医療法人社団 滉志会	1,574,548	細胞加工業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	細胞加工業	細胞医療製品事業	全社・消去	合計
減損損失	476	54,565	96	55,138

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額 95.68円	1株当たり純資産額 79.25円
1株当たり当期純損失金額 () 17.94円	1株当たり当期純損失金額 () 19.28円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失 () (千円)	1,580,722	1,712,320
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	1,580,722	1,712,320
期中平均株式数 (株)	88,097,484	88,821,867
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数91,130個、普通株式9,113,000株)。	新株予約権1種類(新株予約権の数895個、普通株式89,500株)。新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」の「株式会社メディネット第1回新株予約権(業績達成条件付株式報酬型)(平成24年12月20日定時株主総会決議及び平成25年3月7日取締役会決議)」に記載のとおりであります。

2. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額につきましては、当該分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の払込完了について)

当社は、平成27年9月29日開催の取締役会において、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合に対する第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(発行価額の総額500,000千円)、第10回新株予約権(発行価額の総額7,680千円)及び第11回新株予約権(発行価額の総額3,810千円)の発行を決議し、平成27年10月15日に払込が完了しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	800,000	0.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	28,547	57,270	4.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	50,214	144,408	4.2	平成28年~31年
その他有利子負債	-	-	-	-
計	878,762	1,001,678	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高及び期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	52,291	45,521	35,089	11,504

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	408,674	863,423	1,253,336	1,674,379
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額()(千円)	294,090	600,247	1,061,632	1,665,121
四半期(当期)純損失金額 ()(千円)	296,682	638,254	1,106,500	1,712,320
1株当たり四半期(当期)純 損失金額()(円)	3.36	7.23	12.52	19.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 ()(円)	3.36	3.87	5.29	6.72

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,912,376	2,045,137
売掛金	293,318	298,482
有価証券	3,799,921	1,600,000
原材料及び貯蔵品	103,021	98,431
前渡金	53,138	15,378
前払費用	141,829	169,506
短期貸付金	32,604	89,823
未収入金	11,861	3,423
その他	68,542	156,526
流動資産合計	6,416,615	4,476,708
固定資産		
有形固定資産		
建物	120,334	1,339,886
構築物	137	122
機械及び装置	1,360	0
工具、器具及び備品	103,996	108,566
リース資産	76,432	199,448
建設仮勘定	434,800	25,608
有形固定資産合計	737,062	1,673,632
無形固定資産		
特許権	6,208	4,958
商標権	83	20
ソフトウェア	227,282	164,889
ソフトウェア仮勘定	57,379	149,947
電話加入権	725	725
無形固定資産合計	291,679	320,542
投資その他の資産		
投資有価証券	445,015	498,996
関係会社株式	393,455	393,455
関係会社出資金	0	0
長期貸付金	1,565,050	1,587,476
長期前払費用	578,036	493,926
差入保証金	93,691	94,874
保険積立金	40,654	43,843
貸倒引当金	580,000	580,000
投資その他の資産合計	2,535,904	2,532,572
固定資産合計	3,564,646	4,526,747
資産合計	9,981,261	9,003,455

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	110,259	109,361
短期借入金	800,000	800,000
リース債務	28,547	57,270
未払金	217,615	158,354
未払費用	11,104	11,898
未払法人税等	23,549	22,118
預り金	8,297	8,528
賞与引当金	80,080	85,875
資産除去債務	3,710	950
流動負債合計	1,283,163	1,254,357
固定負債		
リース債務	50,214	144,408
繰延税金負債	54,491	95,067
資産除去債務	65,933	205,430
その他	3,150	14,385
固定負債合計	173,789	459,291
負債合計	1,456,952	1,713,649
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,375,761	6,566,093
資本剰余金		
資本準備金	7,788,321	7,978,653
資本剰余金合計	7,788,321	7,978,653
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,754,134	7,394,868
利益剰余金合計	5,754,134	7,394,868
株主資本合計	8,409,948	7,149,878
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86,784	109,408
評価・換算差額等合計	86,784	109,408
新株予約権	27,576	30,518
純資産合計	8,524,308	7,289,806
負債純資産合計	9,981,261	9,003,455

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	1,792,940	1,631,342
売上原価	1,964,177	1,953,045
売上総利益	828,763	678,296
販売費及び一般管理費	1,222,213,249	1,222,270,605
営業損失()	1,384,486	1,592,308
営業外収益		
受取利息	134,189	137,750
有価証券利息	7,071	4,275
為替差益	61,746	-
投資事業組合運用益	-	42,272
業務受託料	123,564	120,721
その他	13,319	12,031
営業外収益合計	139,891	117,051
営業外費用		
支払利息	6,696	10,047
株式交付費	3,694	1,690
社債発行費等	4,188	10,023
為替差損	-	1,271
投資事業組合運用損	25,893	-
設備賃貸費用	13,013	12,962
業務受託費用	22,198	18,410
その他	30	0
営業外費用合計	75,715	54,406
経常損失()	1,320,309	1,529,663
特別利益		
投資有価証券売却益	440,145	-
特別利益合計	440,145	-
特別損失		
固定資産除却損	1,493	676
減損損失	55,138	-
投資有価証券評価損	16,572	13,645
出資金評価損	19,388	-
貸倒引当金繰入額	580,000	-
和解金	-	50,000
特別損失合計	672,593	64,321
税引前当期純損失()	1,552,757	1,593,984
法人税、住民税及び事業税	9,664	10,207
法人税等調整額	20	36,542
法人税等合計	9,684	46,749
当期純損失()	1,562,441	1,640,733

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)		当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		266,082	27.6	244,236	25.6
労務費		328,274	34.0	348,478	36.6
経費		369,820	38.4	360,330	37.8
当期サービス費用		964,177	100.0	953,045	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
合計		964,177		953,045	
期首商品たな卸高		-		-	
商品仕入高		-		-	
他勘定振替高		-		-	
期末商品たな卸高		-		-	
当期売上原価		964,177		953,045	

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
賞与引当金繰入額(千円)	25,308	26,617
外注費(千円)	26,994	19,728
消耗品費(千円)	103,364	102,465
保守修繕費(千円)	47,350	52,322
減価償却費(千円)	67,472	63,974

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	6,157,286	7,569,846	7,569,846	4,191,693	4,191,693	9,535,439
当期変動額						
新株の発行	218,475	218,475	218,475			436,950
当期純損失（ ）				1,562,441	1,562,441	1,562,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	218,475	218,475	218,475	1,562,441	1,562,441	1,125,491
当期末残高	6,375,761	7,788,321	7,788,321	5,754,134	5,754,134	8,409,948

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	852,076	852,076	8,700	10,396,216
当期変動額				
新株の発行				436,950
当期純損失（ ）				1,562,441
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	765,292	765,292	18,875	746,416
当期変動額合計	765,292	765,292	18,875	1,871,908
当期末残高	86,784	86,784	27,576	8,524,308

当事業年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	6,375,761	7,788,321	7,788,321	5,754,134	5,754,134	8,409,948
当期変動額						
新株の発行	190,332	190,332	190,332			380,664
当期純損失（ ）				1,640,733	1,640,733	1,640,733
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	190,332	190,332	190,332	1,640,733	1,640,733	1,260,069
当期末残高	6,566,093	7,978,653	7,978,653	7,394,868	7,394,868	7,149,878

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	86,784	86,784	27,576	8,524,308
当期変動額				
新株の発行				380,664
当期純損失（ ）				1,640,733
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,624	22,624	2,942	25,566
当期変動額合計	22,624	22,624	2,942	1,234,502
当期末残高	109,408	109,408	30,518	7,289,806

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合の出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) たな卸資産

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～17年

構築物 20年

機械及び装置 4～5年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費等

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「社債発行費等」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた4,218千円は、「社債発行費等」4,188千円、「その他」30千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
短期金銭債権	25,051千円	98,800千円
長期金銭債権	-千円	1,007,476千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業取引による取引高	23,616千円	28,604千円
営業取引以外の取引による取引高	23,663	46,048

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度85%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
給与手当	269,292千円	275,093千円
研究開発費	652,185	505,029
減価償却費	50,532	153,607
賞与引当金繰入額	34,589	34,373
支払手数料	297,134	300,198

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度及び前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式300,000千円、関連会社株式93,455千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	28,508千円	28,668千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	206,480	186,760
一括償却資産損金算入限度超過額	2,745	2,528
未払事業税	4,552	3,929
未払事業所税	1,314	1,555
有価証券評価損	26,290	25,123
出資金評価損	6,902	6,243
固定資産減損	19,690	-
資産除去債務	24,792	66,453
新株予約権	8,407	9,826
繰越欠損金	1,314,346	1,693,659
その他	2,308	34,272
繰延税金資産小計	1,646,338	2,059,020
評価性引当額	1,638,941	2,046,867
繰延税金資産合計	7,397	12,153
繰延税金負債		
建物(資産除去費用)	14,854	56,152
その他有価証券評価差額金	47,034	51,068
繰延税金負債合計	61,888	107,220
繰延税金資産(負債)の純額	54,491	95,067

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引き下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の払込完了について)
連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」と同一であるため、当該項目をご参照願います。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	577,656	1,309,060	7,927	89,219	1,878,789	538,902
	構築物	497	-	-	14	497	375
	機械及び装置	61,601	-	254	1,360	61,347	61,347
	工具、器具及び備品	493,435	56,228	8,790	51,272	540,873	432,307
	リース資産	154,977	171,619	-	48,602	326,596	127,147
	建設仮勘定	434,800	228,309	637,501	-	25,608	-
	計	1,722,967	1,765,218	654,473	190,470	2,833,712	1,160,079
無形固定資産	特許権	10,000	-	-	1,250	10,000	5,041
	商標権	625	-	-	62	625	604
	ソフトウェア	588,057	14,900	-	77,293	602,957	438,068
	ソフトウェア仮勘定	57,379	92,567	-	-	149,947	-
	電話加入権	725	-	-	-	725	-
	計	656,787	107,468	-	78,606	764,256	443,713

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	品川CPF設備	1,165,541 千円
工具、器具及び備品	品川CPF設備	25,748 千円
工具、器具及び備品	情報システム機器	12,272 千円
工具、器具及び備品	新横浜CPC設備	4,122 千円
リース資産	品川CPF設備	121,341 千円
建設仮勘定	品川CPF設備	228,309 千円
ソフトウェア	ネットワーク監視システム	3,183 千円
ソフトウェア	WEBサイトプログラム	2,670 千円
ソフトウェア	培養管理システム	2,500 千円
ソフトウェア	医療物流システム	1,388 千円
ソフトウェア仮勘定	細胞加工管理システム	87,847 千円
ソフトウェア仮勘定	培養管理システム	4,720 千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社ビル設備	5,802 千円
工具、器具及び備品	情報システム機器	7,635 千円
建設仮勘定	品川CPF設備	637,501 千円

3. 「当期首残高」欄及び「当期末残高」欄については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	580,000	-	-	580,000
賞与引当金	80,080	85,875	80,080	85,875

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	当会社の株式および新株予約権の取り扱いに関する手数料は、無料とする。株主が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.medinet-inc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月18日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）平成26年12月18日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第20期第1四半期）（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）平成27年2月12日関東財務局長に提出

（第20期第2四半期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日）平成27年5月14日関東財務局長に提出

（第20期第3四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成26年12月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（定時株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

平成27年9月29日関東財務局長に提出

第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権証券の発行によるものであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月16日

株式会社メディネット

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディネットの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メディネットが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月16日

株式会社メディネット

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 海野 隆善 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディネットの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。